

厚岸町議会 平成21年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成21年3月17日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成21年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第2号 平成21年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書、昨日は6項商工費、1項5目観光施設費で終わりました。

この目でございますね。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、次に進みます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

10番。

- 谷口委員 けさの新聞なんかにも報道されているのですけれども、国の直轄事業で地方の負担の問題が報道されておりましたけれども、厚岸町に直接関係あるのは、ほとんどないのではないかなというふうに思いますけれども、今後、例えば高速道路については、高規格道路そういうものが今後こっちのほうに、事業等が進んでくる可能性もあるわけですけれども、町長として、直轄事業等の地元負担こういうものに対する考え方はどういうふうに考えているか、見解を示していただきたいというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 町長。

- 町長（若狭町長） ただいまご質問いただきましたことについてご答弁いたします。

当地域においては高規格道路、特に関連ありますが、私どもにとりましては一番関係の深いのは、国道44号線の高速化でございます。地域計画の中でも取り上げておるわけですが、私どもといたしましては、促進方について強く要請をいたしております。そこで国道等の国営事業については、やはり国費でもってやるべきであるというのが私の考えでございます。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2目土木作業管理費。3目土木用地費。4目地籍調査費。ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。2目道路新設改良費。249ページまで行きます。

10番。

●谷口委員 トライベツ道路の防雪柵工事整備事業ありますわね。これ新規事業になっていきますけれども、今年度の事業量どのぐらいの区間をやるのか、それと何カ年間で事業を進めるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） トライベツ道路防雪柵の整備事業に関係でございますけれども、これは冬期間の板張りによります交通障害、これの対策として防雪柵を設置する事業でございます。

それで、内容でございますけれども、平成21年度、21年につきましては雪上調査、風向、それから風速、吹きだまり、こういった場所の調査をしてございます。大体吹きだまる区間がおおよそ想定はしてございまして、今、700mの区間がございまして。ちょうどトライベツ道路のトライベツ浄水場があるところから、トライベツ川のほうに、奥のほうに向かって700m、その区間が一番吹きだまる区間が多いものですから、その区間について調査をかけるといったものでございます。

そして、調査の結果を見まして、翌年度、計画としては22年度に必要な部分に対して実施設計を行っていくと。実施設計が終わりますと、その翌年度、23年度からは別な場所に防雪柵を設置していくという計画を考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この区間というのは大体700mと言いましたが、大体、学校の玄関までなんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

議案第2号、説明資料事業箇所分を事前に配付してございます。そちらのほうをまずご参照願いたいと思います。

A3版の図面位置図でございまして。その3枚目でございまして。3枚目は、A4の紙1枚になってございます。下のほうに、トライベツ道路防雪柵整備事業ということで、

距離的には長く引いておりますけれども、この区間において、ほぼ700mの区間が一番吹きだまるところが掲載してございます。そこについて調査をかけて、必要な場所を防雪柵を設置していくといったものでございます。位置的には、こちらのほうでご確認願いたいというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 10番。
- 谷口委員 そうすると、ぐるっと北海道みたいな道路のある、二田さんの入口のあたりまでというのですか。
- 委員長（音喜多委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 町道プライベート道路で、一番下のほうが浄水場のあるところから、それから向かっていきますと、自治会長のお宅とかそういったところがございます。それと、過ぎた、集会所までの手前ぐらいですか、その区間について調査をかけていくということでございます。

（「わかりました」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） いいですか。
5番。
- 中川委員 課長、ちょっとここで聞きたいのですけれども、248ページの説明欄に、筑紫恋前浜道路整備事業あるのですけれども、これどこの箇所ですか、教えてください。
- 委員長（音喜多委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 筑紫恋の前浜道路の整備事業でございますけれども、これも一度、お配りしております位置図でまずご確認くださいと思うのですけれども、これの一番最後のページのほうに、この下のほうです。右下のほうに、筑紫恋前浜道路整備事業を示してございます。ちょうど筑紫恋の中に入りまして、右手側は既に舗装が終わっております。反対側、左手側でございます。左手側のほうを舗装の整備をすると、前浜のところでございます。
- 委員長（音喜多委員） 5番。
- 中川委員 そうしますと、集会所のほうから入っていくほうですね、集会所のほうから。違う。いやいや集会所のほうから入って行って、森山のところからずっと民家、左だから（発言する者あり）センターでしょう。そうか、わかった。そうしたら本当の海岸線ですね、碎石で、漁師が入っていくところですか、わかりました。どうも。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか。
9番。

●菊池委員 同じく筑紫恋の道路ですけれども、釧路管内水産種苗生産センター横の道路は、舗装にならないのは何か理由あるんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、質問者のおっしゃられたところでございますけれども、釧路管内水産種苗生産センター横の道路ということで、これは地域からもほこり防止等の要望が以前から上がってございまして、ただこちらのところ、用地的な問題もございまして、地域の方とお話をして簡易処理、アスファルト廃材を利用しました簡易的な碎石を敷いて舗装どりを行うといったことで、地域の皆様とご理解をいただいで、そういったことで維持補修をしているというところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 そうすると、一部用地的なことで話し合いがつかないところはあるけれども、合意を得て、防じん舗装だけしているということですね。そうすると、簡易舗装的なもの、あるいは完全舗装的なものを要望してはいないのですか、防じん舗装だけですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 地域の方からは、舗装の整備といったことの要望もいただいでございます。しかしながら、そのまま今の状況の中で舗装を整備するとなりますと、用地等の問題も整理しなければならない、そういった問題がある中で地域の方とお話をもちまして、それでは一番問題なのは、ほこりが飛ぶと、海産干場にほこりが飛ばないようにということでのお話でございましたので、それではほこり飛ばない方法といいますと、今のやっておりますアスファルト廃材を利用した碎石、敷いたことによってほこりが大分軽減されている。それは近所の方も、これで十分ではないかということでご理解をいただいでいるところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。
ほか。
13番。

●室崎委員 今、2目ですね、住の江町道路が今回載っています。それで、住の江町道路に関しては、支障物件の問題でなかなか予定どおり前へ進まないで、ここまで来ているという話は聞いておりましたが、今回大きく予算もついておりますし、大体めどがついたと。年内に、今までのようにずるずるとおくれないうでやれるという考えであるというふうにと受けてめてよろしいのですね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

住の江町道路の整備でございますけれども、今、ご質問者がおっしゃいましたとおり、かねてから地権者の土地の問題、支障物件の問題等がございまして、なかなか合意が得られないといった状況で、進まない状況でございました。それについては、お話し合はずっと進めてきているところでございますし、ただ、まだ完全な合意は得られてございません。しかしながら、今の既存の道路の形態、交差点の形態を見ますと、やはり交通上支障があるので、工事の施行を今、本年度は85mほど工事を施工いたしまして、そしてその間のすりつけ区間プラス20mですりつけると、危険性を回避させるといったことの措置をするために、工事を載せてございます。ですから、今までの支障物件と用地補償ほかに、プラス工事の今回の予算の中で計上して、その解消を図ろうとするものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 具体的な事情については、私も聞いていないからわからないのですけれども、あの道路の重要性ということに考えますと、今までもいろいろな道路が拡幅やそういうことが必要となって、その土地の所有者には納得していただいて、そして支障物件の撤去というのを行っていきますよね。だから、どこまでいっても所有者の権利の主張だけで、納得してもらえらるまで前に進まないということにはならないと思うのですよ。こういう種類の問題は。だから、ある段階ではやはり厚岸町にもそれなりの覚悟を持ってもらわなければならない、いつまでも納得してもらうまではできないということでは、やはりいかないのだと、法律上もそのようになっていきますよね。そういうような覚悟を厚岸町としても、いわゆる腹をくくらなければならないと、そういう時期がもう来ているのではないかという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この住の江町の整備事業でございますけれども、確かに地権者の協力が得られるということで地域からの要望、それから議会からの意見を受けまして、これ平成15年度から事業に着手してきているものでございます。最終的には、今、まだ合意が得られないと

ころがございませぬけれども、今、私どもでも交渉をした中では、少しずつ家族の方、そして皆さんにはご理解をいただいております。ですので、まだ、今の段階で例えば何らかの土地収容法的な強制的なものを振るうとか、そういったものはまだ先だというふうに判断をしております。今、その中で地域の自治会の代表の方、皆様と一緒に協力を得ながら交渉をしていきたいということでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員）　ほかございませぬか。
11番。

●大野委員　先ほど、プライベート道路防雪柵整備事業で話が出たのですけれども、プライベートに限らず防雪柵というのは、多分、酪農地帯とか山のほうに行くと、吹きだまる箇所がすごくあるのですけれども、そういう場合、地域等の要望がなければ設置しないのですか、どうなのですか。

●委員長（音喜多委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　防雪柵の設置でございませぬけれども、町のほうでも除雪等の維持対応上、支障が出るということも当然出てまいります。そうしたことによって、状況見ながら必要なところは防雪柵の計画を持って設置をしていきたいというふうには考えてございませぬ。

ただ、それもありますし、当然、地域からの強い要望等、それも踏まえた中で総合的なことを勘案しながら、計画づくりをしていくという部分でございませぬので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員）　いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員）　進みます。

3目除雪対策費、3項河川費、1目河川総務費、256ページまでです。
5番。

●中川委員　ここで、いつも汐見川の関係で質問させていただくのですけれども、ここで2点ほどさせてください。

1点は、汐見川の護岸改修事業、ことしから29年までずっと3カ年計画というのかな、計画見えていますと。これ森林道路整備の説明のときに、私の耳のほうかかわかりませんが、グラウンドの周辺の整備をするのだというふうに聞いたんですけれども、担当のところへ行って聞きましたら、いやいや、高校の前の荒川さんのそれから毛利さんですね、あそこが細くなっているの、その工事だということをお聞きしたのですけれども、

この箇所を教えてください。

それから、汐見川の改修事業ですね、これはずっと継続でやっていただいています。それで、ここに40m、1,800万円、これはわかるのですけれども、課長、12月2日から2月25日まで5,000万円未満のやつで有明地区排水路整備工事1,080万円ですか、これ名前がちよっと違うものですから、これも担当のほうにお聞きしましたら、改修事業の続きだと、そういう説明受けたんですけれども、それでいいのかなどなのか、この2点質問させてください。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、汐見川の護岸改修事業でございますけれども、場所的には何度も言いますけれども、この位置図、位置図の一番最後のページをごらんいただきたいと思うのですけれども、ちょうど翔洋高校、元の水産高校の向かい、そこの汐見川の部分の護岸がかなり老朽化してございまして、その改修に当たる事業でございます。ただ、水産高校の前ところが、ちょうどそこの道路が狭くなっております。そうしたことで、この改修の設計変更する中で、そこの幅を広げる方法がないか、それも合わせた中で検討をしております。

それから、もう一つのほうの汐見川改修事業でございますけれども、今、質問がおっしゃいました有明地区の排水路整備工事、平成20年度でございます。有明地区排水路整備工事とはどういったものかということでございますけれども、内容は全く同じものでございまして、汐見川の改修事業でございます。ただ、これにつきましては、工事を発注する段階、これは防衛庁のほうに申請をする段階で、防衛のほうで汐見川改修事業という名目でもって申請を上げますと、これがだんだん上の交渉に上がりますと、国土交通省の河川事業改修それもありますので、それと防衛の事業とが同じ名称になってしまうということで、名称等をわかりやすく変えてもらえないかがございまして、申請上げるときには有明地区排水路整備事業としたものでございまして、内容的には全く同じものでございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、課長からの答弁いただいたのは、先ほども言いましたけれども、予算の関係でこういう名前を使ったと。今、課長から答弁いただいたとおりで思うのですけれども、そこで町長に要望なんですけれども、汐見川のあれは3年ぐらいで終わるのかなと思いましたが、27年までかかるんですよ、課長ね、この3カ年計画でいきますとね、27年までかかるんですよ。そうしますと、私、所管事項調査でいつも課長に、「1年に少しでもいいから延ばしてください、頑張ってください」と言って、現地で、今、課長も笑っていますけれども、そうやってお願いしているんですよ。ところが、これ3カ年、23年までで終わるのかなと思ったら、結局、27年までやるんですよ、そうですね。それで長いんです、工事が。

と申しますのは、町長がいつも言ってくれているように、沿岸漁業の本分が太宗漁業で、厚岸の産業、経済に及ぼす影響がすごいのだと。そうですかと、私も言っていたのですけれども、そんなに影響、いい影響ありますかと言っていたのですけれども、町長は、よくその言葉を使っていたいておりますけれども。

町長、私もいつも言っていますけれども、近所の役員の一人で、時化なんかで、3年ぐらい前でしょうか。有明の干場が、雨降って水がたまりまして、3日ぐらい使えないような事態になったのですよ。私が役員になってからですから、あれは3年ぐらい前だと思うのですけれども、組合で6名の連名で町長あてに、排水関係の仕事してほしいということで連名で陳情申し上げましたら、私の記憶では、下水道のほうでやっていただいたと。これ3年ぐらい前ですかね、二、三年ぐらい前ですかね、やってもらったのですよ。その箇所なのですけれども、町長、この汐見川を私が、少しでも、1年でもいいからやってくださいと言うのは、汐見川が改修されていきますと、今、低いところの道路側ですけれども、公住側のほうにあります干場の側溝というのかな、下水というのか、余りいいあれではないのですけれども、それらのたまった水、干場から来た水が汐見川に飲み込んでもらえますよね。そして今の川だったら、ドブというのか川というのか、まだやっていないところが。ですから、私が素人の判断でもその川がきれいに、今の下のように水が流れてきますと、低いところの干場が水を吸ってくれるというのかな、吸ってくれるのではないのかなということで、これは皆さん考えると当たり前のことなのですけれども、27年といたらすごいのですよね。そういうことで傍聴者にも、昆布の漁民が来ていますけれども、組合でも例えば床潭とかそういうところがしけて干場が傷んだりですね、有明の干場に水が上がって使えないと、我々役員、昆布出せないのです。出漁させられないのですよ。

ですから、町長がいつも言ってくれているように、25日か6日しか昆布出られないんですね、7月の21日から10月いっぱい。貴重な日にちを雨やなんかで、干場が乾かないと、一斉に昆布操業出せないのですよね、そういうことが有明の干場とか、あるいは海岸縁の干場とかということで、非常に厳しい昆布操業で我々組合の役員も悩んでいる一つにあるものですから、これ27年ですから。町長が、議会始まるときに、一般質問で三選立候補の表明させていただきましたけれども、町長が四期やるのでしたら27年完成見れますけれども、長いのですよね。これももう予算組んでいますから、23年まで、どうしようもないでしょうけれども、4年、5年ぐらいで完成するように厳しい予算であれもこれもいろいろ、町民の要望もあるでしょうけれども、産業の振興でございますので、私も強く町長に要望して、1年でも早く完成されるように頑張っていたきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいまご質問の汐見川改修事業につきましては、その整備の重要性については強く認識をいたしております。しかしながら、この事業は、防衛交付金で行っている事業でございまして、ご承知のとおり、厳しい配分の中であの工事を行っている、整備を行っ

ているわけでありますが、今、中川委員がご指摘のように、平成2年に着工をいたしております。最終年度ということで27年という計画を持っているわけでありますが、しかしながら、今、ご指摘のとおり、今後、配分等の中で、できるだけ要望に応えるように努力を続けたいと、かように考えますのでご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

2番。

●堀委員 私も同じく汐見川の改修事業についてお聞きしたいのですけれども、まず、汐見川改修事業の支障物件、移転補償があるのですけれども、支障物件というのはどういうものなのかを教えてくださいたいと思っております。

また、汐見川護岸改修事業のほうですね、ことしから測量実施設計に入っていきわけなのですけれども、先ほど、概略、課長のほうから説明があったのですけれども、延長その道路があって、道路の中に汐見川の河川が走っている形状になっているのですけれども、用地的には。今、ここで見てみると、道路の概略設計というものにも入ってくると。考えれるのは、今現在、河川というか、になっている部分を被覆してしまっていて、その部分も道路にするのか、それともあくまでも開削、河川のままでやって、道路というのはまた現在の形状なり新しい翔洋高校側のほうの用地を云々して、拡幅改良なりを考えていくものなのかというのを教えてくださいたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、汐見川の改修事業の支障物件の移転補償につきましては、今、考えているのは、これは昆布の乾燥機小屋の部分でございます。

それから、汐見川護岸の改修事業のほうでございますけれども、これと道路の検討の絡みでございますが、今、用地的には既存の道路幅が翔洋高校の前4.5mほどしかございません。そして、すぐ翔洋高校の建物が、校舎がすぐそばまで迫ってきてございます。そうした中を考えますと、今の汐見川の方のほうに、道路を広げる方向を考えなければならぬというふうには考えてございます。

それで、汐見川護岸改修これの検討するに当たりまして、まず道路を上の方につくることができないのか、それと交差点等のところも出てまいりますので、その辺の解消がどうなのか、こういったものを合わせた中で検討していきたい。完全な道路の基本設計的なものをこの段階でつくるというのはなくて、まず、川のほうで道路を上を走ることができるのか、じゃもっと幅を狭めて道路スペースが取れるのか、こういった中の検討をしているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 まず、最初に、乾燥機小屋は1棟ですか、それぜひ教えてくださいたいと思っております。数量ですね。

それと、汐見川の護岸改修のほうなのですけれども、今、これから検討に入ることなのですけれども、やはり現状狭い。当然、排水路の、排水路というか、河川の流量幅というのを狭めるというのは、先ほどあったように当然排水流量が小さくなるので、それは上流に対しても河川の氾濫とかというような部分で影響が出るので、それもできないといった中では、やはり昔、桜通りの下です、河川というのか、排水路が流れたところをボックスカルバートで修復したように、やはりそういうようにしていくのが一番ベターなのかなというふうに私も思いますので、それについてはぜひその方向で概略検討というものに入っていただきたいなというふうに思います。

それで、そのときに現状、翔洋高校の道路前から2丁、3丁かな、取り付け的な意味合いで、個人への侵入取り付け道路というか、橋があるのですけれども、当然そこが道路になってくるというような計画ができた段階では、現在、その人方は個人のものとして個人で管理してやっているのですけれども、もし道路としてやっていくといったときに、個人のものですから老朽化もしますし、建て替えとか、付け替えとか、そういうようなものも個人で管理していかなければならないのですけれども、現状、道路用地を道路していくときには、そういうものが決まったときには、例えば架設橋なりのした中で対策というものが考えられないのかというのをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、汐見川の改修事業の支障物件でございますけれども、乾燥機小屋、そのほか小さな物置等、そういったものが二つほどございます。それらの支障物件で、移転補償でございます。

それから、汐見川の護岸改修事業のほうでございますけれども、多分、今、質問者おっしゃったとおり、検討を重ねていきますと、カルバートのものになってくるのかなというふうには思います。ただ、それも合わせた中でどうするのかというのを検討していくということになります。それと、今、汐見川のところにつきましては、個人の橋が2カ所ですか、川をまたいで施業してございます。それが、例えば道路となりますと、その橋は必要がなくなってくるわけでございます。それ自体もまだこれから、どのようになるのかというのを検討していくわけでございますから、そうしたときには、例えば汐見川を改修すると、今の状態で改修するとなりますと、その部分そのまま使えなくなる部分であれば、補償的なものを算出していかなければならない。しかしながら、道路となれば、その橋も必要なくなるわけでございますから、その辺は今年度、21年度に護岸改修の検討をしていく中で、どのようにしていくのは検討していくといったものでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

9番。

●菊池委員 支障物件の移転の件でちょっと確認したいのですけれども、ここの有明公住、交差点のところから有明団地に入っていくところありますね。そうすると、そこに永久

橋建てたところありますよね、永久橋。そしてその奥、丸印ついている、ここの場所がいいでしょうかね。隣り、永久橋丸印と黒丸があつて、長方形の建物が横と縦になって、そして線になって束になっている。隣のほうに町有地があると聞いていますが、その埋め立てに使う関係もあるとかという話も聞いていますが、このあたりなんですか、この地図大丈夫だね、図面間違いないかね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

汐見川の改修事業におけます支障物件・用地購入等の場所でございますけれども、今、質問者おっしゃいましたちょうど図面に示しております付近、矢印つけている右手側のほうの黒塗りつぶしのところ付近、この辺の付近のところでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 埋め立ての影響はなかったですか、干場の。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町としては、干場の埋め立てをするといった予定はございません。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。
ほか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、3目下水道費。

5項公園費、1目公園管理費。

6項住宅費、1目建設総務費。

ここで、竹田さんの答弁がありますね。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） それでは、3月13日の日に竹田委員から、真竜小学校改築工事に係る工事費に対する工事管理委託料の割合が幾らかとといったご質問がございました。その答弁をさせていただきます。

真竜小学校の校舎、平成18年度でございますけれども、校舎につきましては工事費が1億7,299万5,000円、これに対しまして工事管理委託料1,170万8,000円、率にしまして1.1%でございます。それから、19年度の屋体でございます。工事費3億7,380万円、工事管

理委託料530万3,000円、率にして1.4%でございます。

●委員長（音喜多委員） 14番さん、何かありますか。

14番。

●竹田委員 単純に言うと、予算を計上するということに、ある程度の計算方法で出さないと予算がつかないので、算出方法として道の決まり事がある算式を用いて計算しているところはわかったのですが、ただ、物件に応じて簡単に言うと、例えば容積に対しての仕事の密度というふうに申し上げたほうが早いと思うのですが、例えば、倉庫のように屋根と側があるけれども、中身がないものは当然容積も大きくなる、つまり平面積も大きくなる。ところが、密度がないので工事費がかさまない、これに対しての工事監督料というのは、当然、易しい、簡単な工事監督料になっていく、つまり設計も簡単になっていくという実績が、ことが出てくる。

逆に、例えば単純に今比較してみました。小学校の部分についても中の仕切りがたくさんあり、教室があり、いろいろな分野・用途で使う等々のものがたくさん仕切りがあっでできているにもかかわらず、屋体のように外回りだけがあっで、一部ちょっとした仕切り等、そういうつくりになっているということですよ。

今、聞くと要するに容積のことだけを考えたり、平面積だけのことを考えて金額に対してどこまでも仕分けがなく、あのときはたしか質問の中では、増改と新築の場合は違うのではないかと質問をしたわけですが、そういった中でこの話をすると、容積だけのこと、平面積だけのことを考えて設計料を考えるにはちょっとやっぱり無謀だと。最終的に設計料というのは、工事費だけに比例するのではないということをご理解していただきたいなというふうに申し上げているわけですよ、その辺はわかっただけですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 質問者のおっしゃいます内容等は大体理解できますけれども、この工事管理委託料の算出でございますが、これは前回もご説明したとおり、北海道営繕工事設計監理委託料算定基準、これに基づいて算定をしております。

例えば、校舎と屋体の割合が違ってまいります。先ほど、校舎につきましては1.1%の割合、屋体には1.4%という数字が、割合が変わってきます。これについては、同じ中でも工事費が増えることによって、それにかかる人工数の増える割合が減ってきている。要は、お金が大きくなればなるほど人工数も増える、同じ倍数増えるのではなくて、増える率は少なくなる。そういった工事費が大きくなれば、金額が、割合が下がってくるといったような仕組みとなっております。これは工事の諸経費等も同じようなことが言えるのかなと。

ただ、あと特別養護老人ホーム、これと学校の場合は、積算基準の算定する建物の種類が分かれておりまして、1類・2類・3類とした分類がされております。学校については、第2分類という項目の中での人工数を拾っていつている、それと、特別養護老人

ホームは第3分類、もうちょっと中身が細かい、作業・監督管理する業務が細かいといった内容で、人工数も増えてございます。そういった積算体系が分かれておりまして、それに基づいて使っていると。ですから、建物の種類に応じて積算のやり方が若干、その人工数が変わってくるといったもので金額の差が出てくるというものでございます。

それから、その積算の中でも管理業務を委託する、町がすべてを管理させるのかといったことになると、いろいろな項目がございまして。施工図の確認とか、例えば、現場のコンクリートの打診の確認だとか、鉄筋の配筋の検査だとかいろいろな項目があって、すべてを管理業務するとなれば、それは1としてそのまま積算した中で算出していきますが、その中でも部分的には要らないもの、それは町が管理すればいいというものもございまして、そういうのを控除しながら算出していくといったものでございまして、そういった調整等は率的には出てまいります。ですから、積算で算出してもすべてが全くイコールではなくて、内容等、小学校の場合はこういった工事の内容等見ながら、打ち合わせはそんなに要らないとか、打ち合わせの回数はこの程度でいいとかといった部分での計数低減がございまして、そういったものの計数を軽減しながら算出をしていくと、そういったような算出方法でございまして、その辺はご理解いただけたらと思います。

今、質問者のおっしゃいましたような面積・容積要件でなくて種類別の要件、それから町が管理委託業務するための求める要件でもって、金額が調整されてくるといった内容でございまして。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 あくまでも質問は設計委託料のほうですから、工事現場ということの趣旨とは、またずれてくる形になると思うのですよ。僕が言っているのは、あくまでも設計の部分なんで、工事を着工しての工事現場の管理に対してのことじゃなくて、設計委託料ですから、設計委託料に対してのことを言っているんで、設計の分野についてということなんで、それちょっとずれているんじゃないかと。だから、設計をする段階の設計管理委託料の算定については、そういう平面積と容積だけの部分であくまでも考えていただきたいということで、あくまでも金額掛ける算定式ということにはならないんじゃないか。工事物ですから、設計者も同じことを言えるのですけれども、物件によって計算上ずれてきて、特にこういうものは率的に非常に簡単に言えば、もうかったいい仕事だったな、逆に言えば、きつかった。役所のほうで、どういう単価を出してどうなっているのだろうというようなことが起きる場合もあると思うんですね。だから、その辺を業者に不便なく算定基準を決めるときに、設計料を決めるときに、そういうことを考えていただきたいなっていうことを申し上げているわけですよ。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 工事の設計のほうの委託のほうでございましてけれども、これもやはり北海道の営繕工事の積算基準に従って、まずは基本的には算出していかなければ

ならない点がございます。その中でもいろいろ低減するとか、率等の補正をかける部分がございます。それはやはり、今、質問者おっしゃいましたような現場上とか内容等見ながら補正を加えて、適切な補正を加えた中で積算をしてまいりたいと、このように考えます。

- 委員長（音喜多委員） よろしいですか。
ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 2目住宅管理費。
2番。

- 堀委員 まず最初に、歳入のところで聞いた5年後の家賃の影響額、総額というものが幾らになるのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

そして、それとは別に入居者の選考委員会のところで、そこから聞いていきますけれども、平成20年度の募集戸数、総募集戸数と応募戸数というものをまず教えていただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

公営住宅法施行令の改正に伴います町営住宅の旧家賃・新家賃の影響でございます。計算をいたしますと、旧家賃の合計が年間で9,097万2,000円、新家賃で計算いたしますと、合計で1億609万4,400円、増額分としましては1,512万2,400円でございます。これにつきましては、平成21年3月1日現在の入居者において計算をさせていただいたものでございます。

それと、予算ベースとなりますと、これに収納率を掛けていく形になりますし、あとは現年想定というようなものを想定して、前年度実績等でやっていくのですけれども、それを控除するといったものでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

それから、平成20年度の公営住宅の募集・応募件数でございますが、20年度、今、3回目を締め切ったところでございますので、まだ集計してございませんので、2回の集計でいきますと、応募件数が22戸でございます。22戸に対しまして、応募件数が23件でございます。

- 委員長（音喜多委員） 2番。

- 堀委員 3回目は締め切ったのであれば、当然、戸数とかわかるのかなと思って聞いたのですけれども、それもまだちょっとわからないと言うのであれば困るのですけれども、

少なくとも募集戸数だけはわかりますよね。募集戸数は10戸募集しているので、この22戸に10戸を足して32戸というふうには考えればいいのかなどというふうには思うんですけども、そこで公営住宅法の施行令の改正に伴いまして、今度、収入の基準というものが、入居できる方の収入の基準というものが大きく変わりました。一般階層では、今までは月額20万円までの所得のある人が入れたのですけれども、今度から15万8,000円以上の人は一般階層という、裁量階層というのがあるのですけれども、一般階層の中では15万8,000円以上の方は申し込みもできなくなってしまうというようなことになるのですけれども、20万円から15万8,000円に変わることによって、応募戸数23戸か、2回目分までの23戸の中ではじかれる人方というのは何件あるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

平成20年度で募集があった23件の方の募集に対しまして、今、施行令改正になったことによって申し込みができなくなる、収入資格でなくなるといった方は1件でございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 3回目のやつがこれには加わっていないので、正確な数字というふうにもまだならないのかなと思います。それについてはわかります。影響する分というのも大体そんなに少ないのかな、逆に言っちゃうと、一般的なある程度の所得のある人方というのは最近では申し込んでなくて、年金暮らしの方とかの応募とかというのが多くなったのかなというふうに私も感じる場所であるのですけれども、3回目の入居の申し込みについてちょっとお聞きしたいのですけれども、今、3月2日から3月16日までで申し込みを受け付けた3回目ありますよね、この方々の決定はいつになるのでしょうか、入居の決定ですね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、募集してございます入居者の決定でございますけれども、来週中には選考委員会を開きながら、そして決定については4月に、早々に入ってしまうといったところでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、正式な決定が4月にずれ込むということであれば、法律のほうの改正時期に入ってしまうのですけれども、そういった場合、現在の家賃とかというものがどのようになるのか。新法の中での、新法と言っているのかあれですけれども、改正

法下での家賃の計算になるのか、それともこの方々にも経過措置なりというものが、4月以降の入居決定にもかかわらず、この方々にも激変緩和措置というものがとられるようになるのかというものを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

激変緩和措置につきましては、3月31日以前に入居されている方に対して適用されるというふうな規定となっておりますので、今、これから募集かけて決定する方は、4月1日以降ということになりまして、新家賃でもっての計算となります。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 ただ、その申し込みが3月にあって、このときのやつですね、ほんとの何日間かの差だと思うんですよ。例えば、決定をもう少し早くして、3月中までに決定してもらえれば、この人方についても当然、激変緩和の措置を受けることもできるんじゃないのかなと思うのです。その点では、3月中に何とか入居者の決定までこぎつけたいということでは考えてはいないんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、質問者おっしゃったのは、新たにこれから入居される方、これにつきましては入居可能日としましては、4月中旬からといったことでの案内募集をかけてございます。ですから、4月の、できるだけ早く募集を、入居されたいと思いますけれども、4月に入ってからといったことで考えてございます。

それから、これらの施行令の改正に伴います緩和措置というのは、やはり以前まで入っていた方、その方が急に料金が変わるので、そういった措置をとっていくというような趣旨でございますので、新たに入る方は、4月1日から入る方は新家賃で徴収していくというものに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そういう考えであれば、わかりました。

それで、今度は町営住宅管理のほうの話に入らせていただきたいのですが、今回、私も補正予算のとき、そして歳入のときでも今回の歳出のときでも聞いてきているのですが、歳入のときでも本当はもっといろいろなことを聞いたかったんですが、総額だけじゃなくて一番影響のある人というものの家賃の上がる額が幾らなのかとか、また、収入分位ごとで今現在、約370戸ほどの入居ある方、収入分位での分散率というか、そういうものも聞いた中で、それらがどこら辺に入ってどういう影響があるのか

というのを本当は聞きたかったんですけれども、総額の段階でまずつまづいてしまったので、それ以降さすがに聞くことができなかつたんですけれども、管理上やはりそういう数値的なものを押さえやすいようにしていかなければならないと思うのですよね。

今現在、町営住宅の管理というものに関しては、私の知るところではマイクロソフト社のソフトを使って、あとジャストシステム社のソフトを使ってというような感じで、いろいろなところのあるものを使って、これを一つのシステムと言ってしまえばシステムなんでしょうけれども、そういうようなもので管理されている、それが変わっていないのかと。先ほど、総務のほうの総合行政システム、こらちのほうでもし新たに加わったとかというのであれば、また、話は別なんですけれども、私が知る範疇では、そういうものでやっているのかなというふうに思うんですよね。

やはり、そういう管理体系の中でのシステムというものが、今現在もう追いついていけなくなっているんじゃないのかなというふうに私は思うわけなんですよ。町営住宅の管理システム、公営住宅の管理システムというのは、パッケージソフトとしても確かに何百万円かというような金額はかかるんですけれども、売っているものというのがあります。当然、こちらのほうでの要望等も含めてつくっていくこともできますし、既存のパッケージのものを改良していくということもできるんですけれども、この一つの公営住宅法施行令の改正に伴っての料金体系の改定というものがあつたこのときというものが、一つこのシステム導入を検討するのには、一番いい時期じゃないのかなと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町営住宅の家賃の計算システムでございます。確かに、この住宅の計算の方法といたしますのは、非常に複雑な計算方法でございます。管内では、こうしたシステム等を導入してないのは、厚岸町だけでございます。以前に、家賃計算とパソコンに精通していた担当者がございまして、そのときにつくつたエクセルの表計算ソフト、これを用いて現在も何とか計算をしているといったところでございます。その内容の式等を見ますと、複雑にリンクしてございまして、料金改正があつた場合には、大変な作業になると、そういったことから、以前から内部でも導入の検討はしていたところではございません。

しかしながら、導入するに当たりましては、どれだけの効果が得られるのか、そういった検証がまだ得られていないといった状況ではございます。導入費用、今、試算した中では、打ち合わせした中では400万円程度はかかってくるだろうと、それと導入後の保守費用もかかってまいります。最低限の経費で最大限の効果を発揮するというのは、町の職員の使命でございまして、導入に当たりましては、やはり慎重に検討していきたいと。ただ、今、ご質問者がおっしゃいましたとおり、かなり計算等は担当者レベルでは非常に大変な状況になってきているというものでございますので、それは随時検討して進めていける、検討しているといったところでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 管内で、入れてないのが厚岸町だけだと、これは恐らく道内を見ても入れてないのは厚岸町だけなので、管理戸数で総体で今回壊すのであれなんですけれども、数はまだ若干変わるとは思いますが、400戸、400戸の管理戸数を持っている。当然、ほかのまちでは400よりもまだ低い管理戸数のところでも、100戸や200戸レベルのところでもシステムというものをに入れて、適切な運用管理をしようとしている。そういったときに、厚岸町においていまだに入れないというのは、一つには、問題としてなるとは思うんですよね。

システムのいい悪いというのはいろいろあると思うんですけれども、いいところというのはボタン一つで出る。もう一ついいところは事故というか、事故と言ったらいいのか、例えば複雑な計算がゆえに計算を間違えたとき、これも厚岸町だけが独自であれば、間違えたのは厚岸町だけになってしまって、間違いの検算や何かも担当レベルでの何人かでの検算しかできないわけです。ただ、システムというものはある程度、道内なり全国的なもの展開されている中では、そういうふうに幾人もの人方が今度担当するわけですね。そうすると、計算する人方というのも当然多くなって、間違い等の発見というものも早まるという、そういうようなことでの意味合いというものもあるんです。

一番恐ろしいのは、やはり過徴収なりというものがあって、入居者の方々に多大な不利益を出すというのが一番恐ろしくて、そのためにはさまざま複雑な計算というのを機械でやりながらも、やっぱり手計算でもやってみなければ不安なところというものがあるとは思う。やはりそこら辺を少しでも改善してあげるとは思うのも、システム導入としては意義があるのかなというふうに思う。

歳入のときに財源充当をして、ことしから管理費、人件費、償還金というような中で町営住宅の使用料の財源充当も決まりました。ということは、当然、管理費として必要なものというものをもっと強く訴えて充当してもらえるように、それは予算担当部局に強い意気込みを持って接していただきたいと思うのですよね。一日でも早い導入、そして公営住宅法の施行令の改正に伴ってのそれに対応したソフトの一日でも早い導入というものに努力していただきたいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

家賃の管理システムでございますけれども、今回の料金改正におきましても、またまた料金改正、料金計算に経験がある者がおりましたので、何とか自前で計算をしたわけでございますが、これが経験がない者でありますと、現状のやり方では大変な作業になったろうというふうに考えてございます。担当の者がかわっても即対応していかなければならないことでございますし、だれもが使えるようにするには、今、質問者がおっしゃいますようなシステム等の導入は、必要であるというふうには考えてございます。ミス、それから入居した場合の不利益をこうむらないようにするためには、少しでもそういったものをなくすためには、こういったシステム導入でもってなるべくミスの起こ

りづらい方法で進めていくべきであると、そういうふうに思います。

ただ、これを進めていくためには、やはり投資的経費と経費等がかさんでまいりますので、それには慎重に検討しながら、どういった内容のものが厚岸町に、システムが一番合っているのかそういったものを、昨年も料金改正の折には入れるか入れないかという検討も踏まえた中で、他町村の状況を見ながら、ほかのまちのやっているシステム導入しているものを確認しながら、今、検討をしているところでございます。金額的にもかなりの金額になりますので、当然、財政当局等にも協議を進めながら、検討をしてみたいということでご理解を願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） この目で、ほか。
10番。

●谷口委員 奔渡団地の安全施設整備事業122万円、手すりの設置ということになってい
ますけれども、どういうところに、どういう手すりをつけるのか、ちょっと説明をして
いただきたいと思います。

それから、キノコ菌床栽培新規着業者住宅譲渡償還金がありますよね、1,033万5,000
円、財源を見ますと、家賃収入が264万円、地代が769万5,000円というふうになっていま
すけれども、歳入のほうでも聞けばよかったのかもしれないんですけれども、現在、入
居状況がどうなっているのか、ちょっと説明をしていただきたい。

それと、今後、この住宅の償還は何年にわたって行われていくのか、そのうちの家賃
収入と地代の負担についてどうなっていくのか、それについて説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

まず、町営住宅奔渡団地安全施設整備事業でございますが、これは平成19年度から事
業開始しておりまして、梅香団地、奔渡団地の中層住宅の階段につきましては、手すり
が設置されてございませんところがございまして、そのところに階段の手すりを設置し
ていくものでございます。内容につきましては、平成19年度、20年度にかけましては、
梅香団地のほうを設置してございます。そして21年度からは奔渡団地、それから計画的
には23年度まで、3年間で奔渡団地の階段の手すりを設置していくといった計画のもの
でございます。

それから、住宅供給公社キノコ菌床栽培新規事業着業者住宅譲渡償還金のほうでござ
いますけれども、まず、入居の状況でございますが、キノコ住宅10戸に対しまして現在
6軒の方が入居してございます。

それから、償還は何年にわたるのかということでございますけれども、最終は平成35

年でございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 奔渡団地の手すりは、そうすると3年でやるということで、今後、必要になってくる、同じように必要になる団地というのはいないのですか。例えば、宮園団地の3階建てなんかもありますよね、そういうところはこういうものはもう設置されているのか、そういうものを設置していくのか、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

キノコの住宅なんですけれども、結果的に6戸の使用ということになりますと、4戸分の家賃収入は見込んでいくことができないわけなんですけれども、この住宅のあと4戸については今後どういうふうに考えているのか。新規の着業者が見込めるのかどうなのか、それはもう担当がかわってしまうのかなというふうに思うんですけれども、これ自体の財政負担も結構大きいものがあるなというふうに思うんですよね。それで、これが例えば10戸入居する場合には、この財源の内訳はどういうふうに変ってくるのか、それについても家賃収入がどういうふうになって、地代の負担がどういうふうになっていくのか。単年度ではこういうふうになりますよと、それから最終的には地代の負担が10戸入った場合と、このように6戸でもしいった場合には、地代の負担はこういうふうになりますと、差額は幾らですというのをちょっと教えていただきたいのです。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） まず、キノコ住宅の関係でありますけれども、実は昨年10月にホームページのほうに載せてございまして、新規に募集をしていますという内容のお知らせをしているところであります。

現在、ホームページ、そこにキノコ住宅のホームページにたどり着くまでに何工程かございますので、ことし4月に入れかえを予定しておりますホームページのほうにも変更をして、十分にすぐたどり着けるような形に更新をしたいなというふうに考えてございます。

それから、生産施設地のホームページの中身ですけれども、いろいろ紹介をしている中で、町の支援をこのような形で受けれますと、そういった内容のことも記載をしております。それから、新たに農水省の補助事業がございまして、その補助事業、5年以内に仮に後継者がいなくて、将来、キノコをやめられる方がもしおられた場合に、そういった事業を継承できる。1年間ですけれども、継承できるそういった支援制度というものも農水省でできたということでもありますので、それらも参考にしながら今後、新規着業者の募集に力を入れて、何とかキノコの上尾幌の地域振興のために、今後とも対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、家賃の関係でありますけれども、実は入居者、新たに、入居から新しくキノコの住宅に入って3年間は月額2万円、したがって2万円でございますので、年間24万円になります。仮に入居される方が新規摘業から全10軒、3年間というふうに考えま

すと240万円ということになりますので、1,000万円から240万円引かれる残りが、町の持ち出しという考え方になります。

それから、着業してから3年間から5年までの方については、月額3万円ということですので、これは36万円です。10軒そのまま、3年から5年に該当する方が入られるとすると、360万円ということになります。1,000万円から360万円を引いた残りが一財ということになります。

それから、最後に、5年以上入居されている方については、月額4万円ということですので48万円、したがって10軒そのまま5年以上の方が該当されますと、年、480万円ということになります。1,000万円から480万円を引いた残りが地代という形になります。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは、団地の階段手すりのほうのことですが、けれども、ほかにこれから設置するところはないのかといったご質問ですが、宮園団地については既についてございます。ついていない中層の住宅、これは梅香団地2棟と奔渡団地につきましては3棟がついてないと、平成3年建て以降につきましては、奔渡団地についても既についてございますので、ついていないものに対して設置をしていくというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 町営住宅の手すりについてはわかりました。

それで、私がお伺いしたいのは、キノコ団地の地代負担の問題ですよね、結果的に今、産業振興課長のほうで説明された内容は理解できますけれども、結果的には、今、6戸しか入居がないという状態が続いていますよね。それで3年まで、5年まで、その後というような家賃の問題がありますから、計算が複雑になっていくのかなと思いますけれども、複雑なのを簡単にして説明していただきたいんですけども、もし10戸このまんま入っている場合と、平成三十何年と言いましたっけ、さっき。35年までですか、そうせば今からあと15年ぐらいかかるわけですけども、その間の差額です。家賃収入は大体これぐらい見込めますよ。それから、それはまた変わる場合もありますから、きちっとしたものは出ないと思うんですけども、家賃収入はこれ、それから一般財源がこのぐらいというのを10戸の場合と6戸の場合、6戸で推移するどうかはちょっとわかりませんが、それをそれぞれちょっと示していただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたしたいと思います。

仮の計算でございますけれども、例えば、今、10戸全員入っていて、料金も3年目、4年目、6年目以降で料金変わりますので、例えば6年以降で4万円とした場合には、

年間の収入が480万円、それが15年ですと、掛ける15年で7,200万円の収入となります。それを6戸ですと、4万円掛けますと年間にしますと288万円、それが15年ですと4,320万円、差し引き2,880万円の差が出てくると。当然、ここの分は地代の充当が、こんなに変わってくるといったものになってくるというふうに推定されます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 年間だけでもえらい違いですよ、200万円近くの差額が出てくるわけですよ。そうすると、やはりここまで整備をしてきたことを、ここで投げ出すわけにはいかないと思うんですよ。そう考えると、町挙げての対策をとっていかないと、この事業自体に対する評価にも、影響が出てくるのではないのかなというふうに私は思うんですよ。そういう点で、今後の見通し、対策について、キノコ住宅の入居だけではなくて、着業についてもちょっと考え方を示していただきたいなというふうに思うのですけれども。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、私のほうはキノコ住宅の入居のほうの絡みでございますけれども、これは平成20年度から一般入居者も入居できるように条例改定いたしまして、募集をしているところでございます。しかしながら、なかなかご相談、話がありますけれども、入居に至っていないといった状況でございます。

やはりこれは私ども、もっともっとこれを押し進めていくべきなのか、そうしますと、もともとのキノコ生産のための住宅でございますので、その辺は産業振興課のほうとも十分協議しながら、今後の進め方を検討してまいりたいというふうには思っております。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私のほうからは、産業の振興の関係でございますけれども、入居者の門戸は開いたうえで、やはり一義的にはキノコの生産者をふやす、キノコのためのもともとの住宅ということでございますので、先ほどご答弁申し上げたとおり、ホームページの活用をする。そういうことと、あと既存のそういった補助制度を活用して、いかに新規就農に結びつけるかということで、空き家となっているところで家賃収入等の差を、圧縮をいかに図っていくかというふうに考えますので、これからの新規就農、ホームページ等ぜひとも活用して、誘致を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 やはり摘業者をどう増やすかということが、非常に大事だと思うんですよ。

それと、結果的に今、小中学校の統廃合・閉校等もありまして、教員住宅なんかも当然余ってきたり、あるいは管理をするのがそのうちに、ここに近い将来出てくるのではないのかなというふうに思うんですよ。処分も含めていろいろやると、結果的に、この地域にそういう住宅がたくさん今度出てくるということになって、結果的には取り壊しをしなければならない住宅が当然あるでしょうけれども、まだ補助金等を考えると、そこまでいかないということがある住宅も出てくると思うんですよね。

そうすると、せっかくこういう事業を進めながら、そこに結びつけることができないというようなことで、会計検査等が入ったときは、「これは何だ」というようなことになるものが、厚岸にいっぱいあっては困るんですよね。そういう点では、しっかりとした対策をとっていただきたいんですが、ひとつよろしくお願ひしたいんですが、どういうふうに考えていますか。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） せっかく2億数千万円かけて建てた住宅が、現在そういう状況になっている。不幸にして上尾幌の学校が閉校せざるを得なかったということも考え合わせて、上尾幌の残った学校の利活用、これは過日、教育委員会のほうで教育長が答弁されておりますけれども、その利活用、それからグラウンドの活用、それらも考え合わせて、今、ホームページで摘業者の募集をしておりますけれども、どうもそこはキノコの生産者が活用するには日陰になっていたり、用地の総体的な面積のことやなんかもあって、決して好条件の場所ではないというふうに、問い合わせのあった方やなんかからは、そういう情報も得ております。

そういう状況があつて、しからば適当な用地を確保できるのかどうかということも、これはその時に教育委員会のほうとも相談しなければならないねということは既に考えておりまして、活用ができるものであれば。ただし、今、質問者のご心配をいただいておりますように、いろいろな制約がすべてないわけではありませんので、その辺のことも考え合わせて活用を図っていきたい。できれば、もっともっと着業者が来ていただいて、住宅が埋まるような環境になればいいなというふうに思っております、そういう関係部局との協議も進めたい、そのように考えております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

265ページ、8款消防費、1項消防費、1日常備消防費。

10番。

●谷口委員 組合のほうの負担金ですから、ただ、資料いただいておりますから、その資料

に基づいてお伺いしたいんですが、消火栓の整備、太田地区 1 基150万円、それと消防自動車整備事業、水槽式消防ポンプ自動車Ⅱ型というのかな、購入 1 台と、これは今ある自動車を更新しようとしているのか、さらに 1 台ふやそうとしているのか、それについてお伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げたいと存じます。

まず、消火栓でございます。平成21年度において、新設しようとするのは 1 基ございまして、場所は太田地区、太田浄水場の周辺11戸が集落を形成しているところでございまして、そこに 1 基設置をするという計画でございます。

それからもう 1 点、消防自動車整備事業でございます。これにつきましては、更新ということでございまして、実は昭和63年に配備をいたしました消防ポンプ自動車、これが21年経過をしているという状況でございます。水槽付きの消防ポンプ自動車に変更をいたしまして、出動と同時に水槽内に水を入れて現場へ駆けつけると、そして火災現場でもって先行して持ち込んだ水でもって 1 次消火、行っていくというような活用の仕方を考えているものでございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今までの水槽のある自動車だったのを今度は機動性のあるものに変えるということで理解していいですか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 今までは、普通の消防ポンプ自動車ということでございますけれども、これを水槽付きの消防ポンプ自動車に変えるという、そういう内容でございます。

（「わかりました。いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。

2 目災害対策費。

13番。

●室崎委員 今回の町長の町政執行方針見ていまして、ハザードマップの改正だとか自主防衛組織の重要性を町民にきちんと周知する、あるいは災害用援護支援プランというのが、そろそろまとまってきますというようなことがいろいろ書かれて、それでここにはなかったけれども、500年地震と言われるものについて、今、国は相当程度に何というんですかね、「いずれにしても来ますよ」という話を表に出して、それで我々も見せていただきましたが、DVDで津波が入ってきたときの状況というようなものを映像で出すようなこともしています。いろいろな新しい話が出てきますよね、それに従って、その一番基礎になる、厚岸町の一番基礎になる防災計画ですか、それにいろいろなものが盛り込まれて、相当抜本的な改定が必要だろうという話は前から出ておりましたが、これはどのようになったのでしょうか、まずその点をお示してください。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 防災計画の関係でございます。

ご指摘いただきましたように、日本海溝、千島海溝型の500年間隔地震等々に対応するための地域防災計画の見直し、こういう点については、課題として進められてきたところでございます。この部分につきましては、釧路支庁との事前協議を経まして、2月20日に厚岸町防災会議を開催をさせていただきまして、その中で承認をいただきました。

その内容をもちまして、釧路支庁と本協議を行わせていただきました。その結果、3月6日付でこの部分について、防災計画へ登載するということでの見直しについて、認められたという状況でございます。それ以外の地域防災計画の内容につきましては、ここ10年ぐらい手が入っていないというような状況がございました。この部分について、同じく2月20日の会議の中で、まずは現状に合わせるということ、それから言葉が既に古くなっている部分、それを新しく直すというような作業について進めるということで、防災計画のご承認をいただきまして、今、細部の詰めを行っているところです。3月20日以降に、釧路支庁との間で事前協議を進めたいというようなことで準備をしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 この話、今のような、それは進んでいる部分があるのはよくわかりますが、防災計画そのものが相当古くなってきて、現状と合わなくなっているのじゃないか。それで、そういう部分を拾い上げて直せるものは直し、それからいろいろな道や国との調整もいろいろしていかなければならないという話は、もう大分前に議会で議論が出たと思うんです。その後、こんなことをやっているのだとか、今、ここの部分は調整しなければならないけれども、町としてはこんなふうに考えているのだとかという話は、取り立てて議会のほうに対して示されたことはないんですよ。

それで、やはり最終的には決まるまでは、議会には一言も漏らしてはならぬというような種類のもんではないと思いますので、やはり進捗状況について、ある程度のところ

では、町のほうではこういうふうを考えているけれども、今、ここの部分はこれから道やそういうところとの調整しなければならないから、これは一方的な町の考え方なんで、まだ変わるかもしれないというようなものづきで結構ですから、やはり議会にはある程度の間隔を置きながら、こういう大事な問題については示していただきたいんですよ。いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

ご指摘いただきました関係、確かにこれまでさまざまご指摘をいただき、やっと防災会議でもって、一定の方向が示された段階というようなことでございます。議会へきちんとした形で、定期的なお知らせということにつきましては、私もその必要は十分そのとおりだというふうに存じます。議員協議会等々の場を活用させていただきながら、内容についてお知らせするような方向で、後ほど協議をさせていただければなというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 よろしくお願ひします。

それから、防災行政無線でちょっと気になったことがあったもので、そんな大きな話ではないんですが、申し上げたいと思いますが、いろいろなお知らせがありますよね、行政関係の。あるいは、今、まちづくり推進課長がぐっと構えられたので、例えば消費者保護の関係なんかでもって、こういうへんてこな電話があったら気をつけてくださいというのがあったりしますよね。そういうときに、何もそういうもんだけじゃないですよ。詳細については、何か厚岸町役場何課何係へお問い合わせください、こういう言い方を必ずするんですけれども、防災無線を聞いたからといって、「何課何係へつないてください」と言って照会する電話というのは結構ありますか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 具体的に、朝、そういう放送をした。それに対して、その日のうちに問い合わせということにつきましては、お知らせの内容にもよりますけれども、総じて調べてみますと、二、三件あるかなしかというような状況かなという印象を持っております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 私、聞いているのは何件かどうとかでなく、「何課何係へつないてください」と言って電話が来ますかと聞いている。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 交換業務へは、そういうようなことではなくて、ダイレクトに話した内容について、どうなのかというような問い合わせが大半でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうだと思うんですよ。それでこの前、聞いていましたら、これは消費者保護関係、まちづくり推進が悪いというのではないですからね。「詳細について、あるいはご不審の点があれば、厚岸町役場まちづくり推進課何係」とたしか言った。その何係までは覚えていないですけども、「または警察署へお問い合わせください」、こういうふうに言っているのです。警察は窓口一つなんですよ。ところが役場の場合には、何課何係まで言わないとうまくないだろうねというふうに、うちへ来た年寄りも、やっぱりそういうふうに、「係に言わないと通じないのだね」というふうに受け取っているんです。

これは厚岸町役場で十分ではないかと思うんですよ。あとは、ちゃんと交換がさげられると思うんですよ。向こうは30人ちょっとの組織、こっちは300人だから、係まで言ってもらわないと通じない、そんなもんじゃないと思うんです。あの短い時間のあの短い中でのしかも耳で聞くものですから、なるべく問い合わせなんかしやすいように考えていかなければならない部分かなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えいたします。

これまでの放送の内容につきましては、一つのひな形を示しまして、それに基づきまして取り進めていたという状況でございます。ご指摘の点もでございます。それからまた、住民の反応という部分も考えますれば、これでいいのかということについては、考えていかなければならない部分あるかと存じます。そういう点で、少し検討をさせていただきながら、改善を図るといようなことでいきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほか、この目でございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

教育費に入ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。2目事務局費。3目教育振興費。4目教員住宅費。5目就学奨励費。6目スクールバス管理費。2番。

●堀委員 町政執行方針において、スクールバスの住民利用、全路線で実施するというふうになっているんですけども、この内容について教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 21年度運行するスクールバス路線で、このバスの運行路線の経路の中で、利用する住民がおられましたら、バスに乗車できる定員の範囲内で利用していただくというふうに考えております。今回、この予算で計上しておりますスクールバスの運行路線、新たに上尾幌からの路線や尾幌からの路線が、真竜小学校・中学校のほうに入ってきますし、今まで走っておりました太田大別線のルートも新設校への対応のために、厚岸駅まで運行する路線になります。そういった形で、利用する住民がおられましたら、それらのバスを利用して駅まで来ることは可能になりますので、そういった形での利用をできるようにしていきたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 現行のスクールバスの住民利用の中でできる、住民が利用したいときに、例えば上尾幌のどこに集まってとかというようなふうになるのか、それとも走っているスクールバスに手を挙げるととまっていただけなのか、そこら辺はどうなのでしょう。また、住民利用全路線実施するといいいながら、路線とか、時間帯とか、当然帰りの時間帯もあるのかなというふうにも思うんですけども、そういうものというのは、いつ町民のほうに知らされるのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今、予定しているのは、新年度からの実施になりますので、スクールバスの運行する時期は4月の始業が7日から運行する、新学期が始まりますのでそれからになりますし、前段言いましたとおり、スクールバスのルートを変更するつもりはありません。したがって、その地域その地域の子供さんのいるところから乗っていただくと、新たにバスの乗るために集合する場所を設ける考えはございません。ですから、尾幌なら尾幌の子供たちのいるところ、上尾幌なら上尾幌の子供たちのいるところから乗っていただくという考えでおりますので、ルートを変更しますと、スクールバスの目的を逸することも考えられますので、なるべくルートは変えないで、通学の子供のいる家から乗っていただくという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 子供のいる家からといっても、どういうふうにして町民は子供のいる家がわかるのかな。隣近所でわかるのかなというふうになるのですけれども、そうじゃなくてあ

る程度の距離が離れている中で、スクールバスを使う子供がいるのかどうなのかということだってわからないと思うんですよ。そこら辺はどうするのでしょうか。あと、住民周知というものは、議会が終わった後すぐに出すのかなというふうに、それについて説明がなかったんで、それについてももう一度説明をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） スクールバスの住民利用につきましては、私どもの管轄でもございますのでお答えさせていただきますが、既に昨年10月から床潭線の住民利用もさせていただいております。その中で、そのときもそうなんですが、その地区への周知をチラシをつくりまして、経路、それから帰りの措置、それらを明記したものを住民のほうに配りました。今回も4月上旬の始業式に合わせまして、できれば各地区にチラシの中で、それぞれ違う文面になりますけれども、そういったルート、それから帰りの部分は、どうしたらいいのかというような内容も含めたチラシを配付したいというふうに考えてございます。

（「子供方のいる家」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） ルートの中に停留所といいますか、集合場所がありますので、その辺を明記するということになります。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 集合場所とかがあるのは床潭とかですよ、太田とか上尾幌、上尾幌もあるんです。農村部というのは、各戸それぞれどこかに集まってとかということじゃないんで、当然、そうすると、例えば町のほうから上尾幌の何々さんの子供のいるところまで行きたいとかと言ったときという理由だって、町の人方もそういうことでは利用ができるというふうになるのが、住民利用というような中だと思っんですよ。例えば、上尾幌の人しか使えないのだというんであれば、また話は別なんでしょうけれども、一応、町政執行方針の中ではあくまでも住民利用という枠組みでしかないんで、それは広く考えてしまおうと、全住民利用が可能になるのかなというふうに考えたときには、地域だけに周知するだけで済むのかなというふうに思っんですよけれども、その辺についてはどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 今回の住民利用につきましては、各地区のスクールバスを利用するわけで、スクールバスの地区の住民を対象にしてございます。ですから、全住民

を対象ということではなくて、例えば上尾幌であれば上尾幌地区の方々ということであり
ます。町の部分につきましては、一般の路線バスの通行がありますので、それらの公
共交通がない部分の手当てとして、このような方策を考えたということでございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか。

14番。

●竹田委員 スクールバス運行についての話で、いろいろ議員側のほうからよくわから
ないで質問結構あって、前回もいろいろ答弁していただいたんですけども、何といっ
たらいいのかな、聞くことに対して答えるというのは大変いいことなんだけれども、今
回、尾幌・上尾幌の部分で廃校になって路線関係もかなり変わってきて、委託もされて
きて、バスも新車入れてどういう形で町民が利用して、どういうふうな路線方向で走っ
ていくのかとか、どれが委託されて、どれが自前で運転するのかとかというのは、そん
なの聞いて一々書いていたって、これは難しいですよ。うちらも聞いていて。わかるほ
うはいいんだけど、わからないほうは聞いていても、ずっとわからないまんまにな
っちゃうと思うんだよね。

こういう問題というのは、うちらが聞いたら、変わったものについてはやっぱり書面
か何かで、わかりやすく参考資料というのを出すということが、議会の中では基本中の
基本でないかと思うんだよね、それをしないというのに対して腹立ってくるんだよね。
だから、聞きたくないことも聞かさってくるんだけど、やっぱりそれは車の両輪と
いうことになれば、そんな後ろとは前のタイヤけんかするわけにいかないんだから、資
料は資料としてきちっとまとめて出してもらいたいと思う。そうすると、認識それぞれ
議員さん、みんな同じく一致してくるんで、今すぐ出せとは言わないんで、まとめて議
会中にとというのは厳しいんであれば厳しいと言ってくれれば、それはそれなりにある程
度まとまったものがあると思うので、出せる日がどの時期なのかちょっとわからないで
すけれども、その辺どうですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 決して資料出さないということではございません。できれば事
前に言っていただければ、今の時間まで用意できたと思いますけれども、お昼ですので、
再開までに用意させていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 だから、それが腹立つんですよ。言ってくれれば出すという、何で言わな
ければ出せないと言いたくなるんですよ。

(「出すと言うんだから」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） 昼食のため、休憩します。

再開は13時。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開いたします。

14番委員の資料請求に対して、教育委員会から資料が出ております。

この資料説明から始めてまいります。

教育委員会管理課長。

- 管理課長（須佐課長） 大変時間をとらせて申しわけございません。

ただいまお配りさせていただきました21年度スクールバス運行計画路線の資料につきまして、説明をさせていただきます。

左側に番号振っておりますが、スクールバスの運行路線は、21年度9路線を予定しております。末広から下の高知プライベート線までであります。このうち、1番の末広線につきましては、対象児童・生徒が1人なものですから、桜ハイヤーさんのタクシーを借り上げて運行をします。それと、一番下の9番目につきましては高知プライベート線、高知小学校・中学校の関係であります。これは今までどおり、公務補が運行することになっております。番号の2番から8番までの7路線が、今回、21年度予算に計上させていただきました運行委託をさせていただこうと考えている路線であります。これら予算計上額、括弧して委託料、真ん中に数字を記載しておりますが、それぞれの路線ごとに予算計上させていただきました金額を記載いたしました。合計が9路線のほかに、社会見学などの学校行事に要する委託、それからこれだけ委託しますので車両の運行、あるいは整備管理を委託をしたいというふうに思っていますから、これら含めて2,022万1,000円の委託料の予算計上をさせていただきました。

今回の21年度のスクールバスの運行体制は、こういった形で9路線の委託を考えておりますが、20年度との体制の変更の関係であります。20年度は直接職員が運行していたのは、このうちの6番の尾幌の小中学生を公務補が運行しておりました。それと、太田大別線、これも職員が運行しておりました。9番目の高知プライベート線、三つの路線を職員が運行しておりましたが、今回、21年度体制を考えていく中で、学校の統廃合等もありまして、閉校する学校など職員の異動も含めて、それから太田大別線につきましては、建設課の職員がスクールバスを運行するという体制をとっておりますので、建設課の業務のほうも相当な影響を、スクールバス業務のために建設課の業務ができないというこういった悩みもありまして、今回、全体の見直しの中で7路線の委託に切りかえて運行していこうという考えを持ったところであります。

加えて、床潭と筑紫恋線につきましては、20年度まで、本年度までは貸切バスを使用しまして運行しておりました。今年度の実績であります、約800万円の費用を要しておりましたが、今回、これらの貸切バスの路線も見直しを図りまして、何とかあいているバスを使ってという考えと、足りない部分はリースを借りてでもという考えであります。筑紫恋線につきましては患者輸送バスを、患者輸送バスが朝8時半くらいから運行を始めるわけですが、スクールバスは8時半にはもう全部業務が終了しておりますので、あいている時間、患者輸送バスを使わせていただいて運行すると。床潭線につきましては、車両が足りなくなりますので、リースの車両を借り上げて、これも運転委託に出すという考えで7路線の運行委託を今考えているところであります。

簡単な説明ですが、資料の説明とさせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 こういう資料があれば大変助かります。ありがとうございます。

一口にはちょっと言えない部分もあるんですけども、学校の統廃合によっての路線バスの確保ということで、今、順を追って9路線の説明をいただいたんですけども、大変苦勞してのサイクルをきちっと考えてやっているんだなということがよくわかりました。心配されるのは、皆さん同じことなんだろうけれども、時間がぎりぎりであれば、冬の雪が降ったりなんなりするのは、時間のおくれとか何とかというのは多少あると思うんですけども、それはそれでしょうがない部分もあるのだろうなというふうに、自然相手なんで、そこはあえて聞きませんけれども、一番気になるのは、統廃合によっての学校に町が交付金というんですか、補助金をいただく部分がありますよね。学校が存続している時に学校に補助金として入っていた部分、それから統廃合によって補助金がなくなった部分、そして新たに路線バスが必要となってきたときに、総体的なプラスアルファの中でどういった数値が動いているのか。統廃合によって最終的に経費が多くなったのか少なくなったのか、余分にかかっちゃったのだと、廃校によって少し町費が減ったのだという単純な数字は押さえているのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょう。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時07分休憩

午後 1 時11分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

教育長。

●教育長（富澤教育長） お答えいたします。

小学校1校で、交付税額で言いますと、1校当たり約800万円ぐらいなんです。そして

1クラス当たりで70万円程度ということでございまして、中学校については1校当たり1,000万円、これに予算ベースの財政力の0.7程度を掛けるというような計算で、交付税の算定がされております。ただし、これについては、3年間は激減緩和措置というか、90%、60%、30%というふうに減って行って、4年目からはなくなるというふうな計算になります。それに対して、スクールバス1台当たり約500万円程度の交付税措置の算定に盛り込まれるということですので、一方的に減っていくということではありません。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 済みません。僕の聞き方ちょっと悪かったのかな、学校運営費という1年間にかかる総体金額ありますよね、それを入れて、補助金入れて、今回廃校になって、最終的にかからない費用、かかる費用が新しく生まれてくる、その費用対効果、あるときとないときの差がどういうふうに変ってくるか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今、お尋ねのありました学校運営費の関係であります、上尾幌小中学校、尾幌小中学校の閉校に伴いまして、20年度から21年度の比較で見ますと、小中学校合計で1,100万円から1,200万円ぐらいの運営費の減であります。

（「最終的に差し引きの数字がどうなったか」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時20分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
教育長。

●教育長（富澤教育長） もう一度、ご答弁いたします。

小学校運営費で言いますと、2校合わせまして1,046万2,000円という部分が、ことし改善ということになります。交付税措置につきましては、これは交付税の単価等がまだ決まっていないわけですから、概算というか、おおむねのところしか言えないんですけども、約650万円程度が算入されていると思われるんです。小学校で言うと、その2校、中学校が720万円が2校、合わせて2,740万円程度が算入されていたものと考えています。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 あと計算すればいいということですよ、プラスアルファ教えてくれないんだから、だからおれが計算すればいいのだ、担当のところへ行ってね、いいです。わかりました。

●委員長（音喜多委員） 14番さん、いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） では、ほかこの目でございませんか。
11番。

●大野委員 僕も竹田委員と同じようなことを聞いたかったんで、今の説明でわかりました。1点だけ、スクールバスの委託の関係で、ことしからこれだけ全面委託をするというふうに、そういう計画だということなんであれなんですけれども、そうすると、前直営でやっていたときに職員の勤務時間の超過がどうのこうのと、バスおくらせるわけにいかないとかいろいろ問題ありましたよね。そういうことを今度は少しでも緩和するというか、帰りのバスをちょっとおくらせてくれとか、そういう要望があった場合にも対応ができるのかどうかということを知りたいのですけれども。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） バスの運行の関係でありますし、それぞれ朝は学校の始業時に合わせ運行しておりますし、今回、新年度からは高校通学のための路線バスとの連絡もありまして、厚岸駅までに8時15分までに駅に入れるように、朝は運行しようというふうに考えております。帰りの下校の関係については、それぞれ学校の終わる時間、例えばきょう行事があっただけとかという場合は、学校から連絡が来ますので、例えば2時半発とか3時発、それぞれ学校と調整しながら運行している状態でありまして、それはこれからもその予定であります。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 そういう対応がなされるということで、もっと幅広く言ったら、部活時間にも対応が可能なのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 学校のクラブ活動に対するスクールバスの運行の関係でありますし、21年度考えておりますのは、上尾幌小中学校の閉校に伴いまして、地域の皆様方と協議をする中で、遠い地域から通学するのと合わせまして、大きな学校へ行くことに

よってクラブ活動にも参加をしたいという意向の中で、部活の終了時間に対応したスクールバスを運行できないかということが言われておりました。そういった課題につきましては、今回、解決をするために、部活の終了時間に合わせて上尾幌・尾幌方面には、スクールバスを運行する予定でいます。ただ、その他の地域におけるスクールバスについては、現行どおり、授業終わった後の下校の時間帯のスクールバスの運行ということで、部活については考えておりません。

よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） いいんですか。

次、5番。

●中川委員 ここで簡単すぎるのですけれども、ちょっと答弁お願いしたいんですけれども、今、課長からスクールバスの運行計画書、今、説明されたんですよ。1路線から9路線まであるのですけれども、1路線はハイヤーだから、1人だから関係ないんでしょうけれども、8路線で子供たちが集まる、スクールバス来るまで子供たちが何人か待っていますよね。そこで雪降ったりなんだりしている場合、頭か体隠すようなそういうものが、停留所なんかにあるものかどうなのかなど。もしこの中であったら、なければいいんですけれども、もしこの路線の中でそういうものがある路線がありましたら、聞かせてほしいのです。言っている意味わかりますか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） いわゆるバスの停留所というか待合所があるところですね、門静の偕楽園のところの国道沿いに1カ所あるのと、給食センターの横の待合所、これがあります。今、新たに上尾幌とか尾幌の路線は、それぞれ家の前まで行くように調整をしておりますので、それぞれ家の前から乗れる体制をつくっております。ただ、床潭とか一部はまだ待合所がないところもありますが、宮下商店の前とかそういうところで待機していただいているという状態であります。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、偕楽園、給食センターの前、それは私いつも見ていますけれども、わかるんですけれども、偕楽園の前にあるのは親たち、父兄から要望があってつくったものなのかですね、1軒1軒回るところは要りませんよ。だけれども、要望がないところはつくらないのか、偕楽園は父兄から「寒いからつくっていただけませんか」と、教育委員会のほうに要望があってつくったものなのか、その辺がどうなんでしょう。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 偕楽園の前に国道沿いにある停留所というか待合所は、あれは

地域の方々が皆さんでつくったということを知っていますし、給食センターのわきのところにありますやつは、あれは町のほうに設置した待合所でございます。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 1軒1軒回るところは要らないんですけども、もし、部落なり父兄から要望があったら、つくる計画はあるんですか。その辺ちょっと。それは将来的なものでしょうけれども、今すぐどうのこうのというんじゃないんですけども、親から冬、雪降ったり何なり、雨降ったりして寒いからという要望あった場合には、考えてもらえるんですか、どうなんでしょうか、最後に質問します。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、ご質問者がおっしゃるとおり、地域によって随分事情違うと思うんですよね。例えば、床潭の場合、範囲的にそんなに大きくないというのがありますし、バス来る時間帯というのを皆さんきっちり掌握されていて、お集まりいただいているんだなというふうには思うんですよね。ただ、これからこれだけスクールバス増えてくる中で、地域によっては早く来る子もいたりして、例えば吹雪き日危ないというような状況がありましたときには、どういうものになるか別にしても、検討する余地はあるかというふうには思います。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今の教育長に答弁いただいたのは、私、前にこれと同じ質問しているんですよね。そうしたら、教育長は地域が狭いから、スクールバス来るまでそんなにあれだからつくれませんという話があったもんですから、考えが変わったのかな、これだけスクールバスが増えたから、委員会の考え方が変わったかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきます。

わかりました。ありがとうございます。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか、この目で。
10番。

●谷口委員 ちょっとこの資料で説明していただきたいんですけども、委託料の2,022万1,000円についてはわかりましたけれども、桜ハイヤーにお願いする分と公務補が運行する分、これはスクールバス運行という468万円の中に入っているものなんでしょうか、ま

ずお願いします。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 高知線のスクールバスにつきましては、今、言われましたスクールバス運行の経常経費の中に含まれているものであります。末広線を運行するタクシーの料金の関係であります。使用料及び賃借料、スクールバス運行委託の分の賃借料のところに計上しております。ご理解願います。金額は、42万4,000円を計上しています。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今の説明ですけれども、そうすると、運行委託料がありましたよね、2,291万4,000円、そしてスクールバスの運行委託料が2,022万1,000円、次の車借上料がありますよね、賃借料の、269万3,000円のうち末広線の1路線の桜ハイヤーの借り上げと床潭線のリースの分が、ここに見ているということですか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） お答えさせていただきます。

車借上料の関係であります。前段申し上げましたタクシーの借上料42万4,000円です。そのほかに、行事を行うためにバスを借り上げる場合があります。その代金100万8,000円を見ております。さらに、床潭線のリースのための費用、126万円を計上させていただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この124万2,000円のほかに、何かかかるんですか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） ここに、この表にのせた委託料というのは、あくまでも運転をしてもらうための委託料でありまして、リースを借り上げるための費用は使用料として計上しているということでもありますので、ご理解願いたいと思います。借上料。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 進みます。
2項小学校費、1目学校運営費、285ページまで。
10番。
- 谷口委員 現在、父母負担の軽減費、新年度は幾らを見ているんですか、小中学校。
- 委員長（音喜多委員） 教育長。
- 教育長（富澤教育長） 一人当たりの単価でよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）一人当たり、小学校、3,000円、中学校、6,000円でございます。
- 委員長（音喜多委員） 10番。
- 谷口委員 これは前年と同じですか。
- 委員長（音喜多委員） 教育長。
- 教育長（富澤教育長） 同額でございます。
- 委員長（音喜多委員） 10番。
- 谷口委員 そこで、ついこの間、補正予算終わっているんですけども、学校ごとの配当予算ありますよね。それで、結果的に年度内に消耗品費等で、そういうものに主に使われるお金だと思うんですけども、父母負担の軽減費がね。そういうことで年度内に使い切ることができないというのは、そうないことではないのかなというふうに、厳しい財政の中でやりくりした予算ですから。例えば、年度末に向かって、補正予算がいつの段階で組まれるのかちょっとわかりませんが、3月になったら補正予算はできちゃっていますよね、そういう場合に、3月を過ぎていろいろやってみた結果、不足が生じるというような場合が出てきた場合には、どういう対応されるのですか。
例えば、もう学校に配当している予算ですよ、それを学校の中で流用するとか、あるいは教育委員会の予算の全体の中で流用するとか、そういうことが可能になるのか、それとも全くそれではだめだから別な予算をきちんと組むとか、そういうあたりはどういう手法をとることになるのですか。
- 委員長（音喜多委員） 教育長。
- 教育長（富澤教育長） まず、3月補正に当たっては、1月中に3月までの見込みをそれぞれの学校に出していただいて、その段階で異動というか、動きがある場合について

は、補正予算に計上しているということですが、もちろんそれから2カ月ありますから、その中で例えば用紙代が足りないというふうなものとか出てくる場合がありますけれども、そういうところについては、まず一義的には学校内の予算で流用できるものについては流用すると。なおかつ、例えば燃料が高騰したとかということによって、全体枠で足りない場合については、教育委員会のほうで調整をしたりしております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的には学校運営にはお金がないので、消耗品費等が不足をして学校でやるべきことに、使用が不可能になるというようなことはあり得ないというふうに考えていいんですね。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） そのように考えております。

●委員長（音喜多委員） ほかは。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。
2目学校管理費、289ページ。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 3目教育振興費。
13番。

●室崎委員 小学校費のところなんですけれども、問題は中学校も共通なので、そういう意味でお許しをいただきたい。

それでお聞きするんですが、私、何年か前に忘却のかなたにあった学校林の話をいたしました。それで、学校林については、その後それぞれの学校林を有している学校において、どういう形で整備され、どういう形で活用されているのか、その点についてお答えいただきたい。

それともう一つは、学校林を持っていた学校が、今回、廃校になっていくというような事態も出ているんじゃないかと思うんですね、そういう中で学校林というのはどういう扱いになっていくのか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時44分休憩

午後 1 時45分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。
教育委員会管理課長。

- 管理課長（須佐課長） 学校林の関係でございますが、平成19年度の監査報告書をいただきました中にも指摘を受けまして、それぞれその後、対応を図っておりますが、すべての学校林について現在進捗している状況にはありませんが、まず1点、閉校に伴う上尾幌中学校の学校林について、先般、釧路の営林署のほうに出向きまして、その相談をさせていただきました。

厚岸町としては、今、統合するに当たって、上尾幌小中学校の子供たちが、真竜中学校・小学校にそれぞれ行きますが、学校林をどのように扱ったらいいかということで相談させていただきましたが、上尾幌の学校林あと5年ほどの期間が、営林署との契約の中で残っている状況にありまして、営林署のほうでは教育委員会の教育長と契約をしているわけではない。今回の国有林との契約は、あくまでも厚岸町長との契約であるから、契約者そのものかわるわけではないので、学校が変わったとしてもこの契約はそのまま継続して残しておいたほうが良いというご指導をいただきました。それはなぜかというと、もう一つには木の成長も相当上尾幌は整っております、それからのほうが価値も出るんでないかというご意見もいただきまして、現在、私どもはそういった中での指導を受けて、引き続き今までどおり学校林として存続させていくという考えであります。

そのほか、太田の学校林等々について、太田小学校・太田中学校それぞれありまして、19年度の段階でも境界の問題がはっきりしてないとかという問題も一部ありましたが、今回、建設課のほうでのGPSの整理のほうも順次実施しておられまして、今後、さらに太田小学校・中学校の学校林の管理についての委員会としての計画をつくっていききたいというふうに思っていますし、高知小中学校の学校林につきましては、現在でも学校敷地内の学校林であることから、これらの活用について計画をつくり実施をしていくという考えであります。厚岸中学校の道有林の中にあります学校林につきまして、これらにつきましても生育はかなりいい状況であるように伺っておりますが、海岸に近いところにあるものについては、成長が悪い部分もあるようでありますので、これらについては道有林のほうとも協議をしながら、こういった形で対応していくかということについて、ご指導を受けていきたいというふうに考えています。

以上であります。

- 委員長（音喜多委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） ご質問者おっしゃる中には、学校林をいわゆる関係教育なり、林を知る学習に使えないかということではないかというふうに思うんですけれども、ご質問者ご存じのように、学校林といっても相手によって随分、今、違う状況にあります。

というのは、太田について言うと町有地ですけれども、ほとんど手がかかってない状態の中で、見に行ってもなかなか大変だというような状況にあります。ある意味、森林の学習をするという中では、学校林としての活用がいいのか、そうではなくて、今、森づくりセンターにしても営林署にしても、非常に森に対する学習ぜひやっていただきたいという中での申し込みも非常に多く入っておりますので、そういう中で比較的小学校でも入りやすい状況の森を提供していただいて、その中でいろいろな林業関係のお仕事について勉強するという機会というのはできるのではないかと。ですから、学校林として教育活動として活用する、あるいは従前あった財産としての意味とかというものも随分、何十年か前から見ると変化しているのではないかとというふうにも考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 学校林の話が私が一般質問でやっているんですが、それはいつでした……。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 19年9月の第3回定例会ではないでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 恐らくそうだと思うんですね。そのときの答弁と今の教育長の答弁、全く同じなんですよ、それから何にも変わっていない。

それから、今、聞いていると、ここは条件がいいから、ここは条件が悪いから、いろいろある、それはその当時からわかっていることです。動くわけじゃないですから。そのときに、いろいろな使い方が場所によってできるだろうと、場所によってはそういう環境教育に使うの何のといっても、ちょっと場所が悪すぎてどうにもならんところもあるだろうというようなことも、そのときおっしゃってましたですよ。そして、今、あのときはたしか条例も、さし当たってどうにもならないところだけを直したのではないかなと思うんですけども、抜本的なつくり直しというのは今後だと、やりようがきちんと決まってからだと。そして、いろいろな各方面、地域の学校の皆さんの意見も聞いて、いい方法をつくりあげていくという話だったんですよ。

今、聞いていると、というわけで、そういうことを考えてみたいというような話で終わっているんですね、19年の何月から今までどういうことをやってきたんですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 一番は、町有地にある学校林につきましては、まずは先ほど言ったように、隣との境界を確定しなければ、どこが学校林かというのがはっきりしないというふうな状況でしたので、これについては建設課にお願いして確定させたいということで、今、やっているところでございます。

また、国有林につきましては先ほど言ったように、交渉を続けているんですけども、その中ではとりあえず継続して契約した部分につきましては、いわゆる伐期が来てどういう処理をするかというのは、どちらかというところの判断ではなくて、林を管理しているほうの立場として、今、例えば伐採するのが適当であるというふうな判断は、いわゆる国有林側のほうにあるというふうな中で、この契約については継続していきたいと、継続せざるを得ないというか、継続していくんだというふうな形でお話をいただいておりますし、道有林についても近い状態で、その中で条例を改正して抜本的に例えば財産的な目的が薄れたので、関係教育等々に当てるなり何なりというふうな部分についての契約も国と道の相手のいる、学校林についてはうちの条例を変えることだけでおさまる問題じゃございませんので、そういう意味で言いますと、契約が満了するまでにおいては、条例自体をいじって、うちが目的でどうこうするということについては、ちょっと難しいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 国有地に木が生えているような学校林については、それはわかりましたけれども、今の話聞いていると、学校のすぐそばにあって、町有地にあって、こっちでもって自由にできる、そういうものもあるとおっしゃったじゃないですか。そういうものについても、あっちが大変だからこっちは投げしておくということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほど、課長のほうから少し触れましたけれども、高知小中学校の学校林につきましては、学校の近くにあるということで、遊歩道などをつくって地域で活用しているという中では、学校でも伐期が来ているんですけども、伐採するというよりは学校近くの緑のある場所として活用したいということで、現在も活用しているというふうに認識しております。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。いずれにしても学校林についてきちんとした把握をして、そのものを聞かれたら1回1回休憩してからでないかと答えられないようなものではなくて、ちゃんと教育委員会としても把握してほしいですよ。そして単に貯木場としてではなくて、いろいろな意味を持っているわけですから、森林というのはね。その中でもって、教育的な効果という意味での機能も十分に利用していくように、できるものはやっていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 答弁に際して、不手際があって大変申しわけございませんでし

た。

今、答弁したとおり、活用しているところにつきましては、自然環境のいろいろな勉強に現在使っていると思いますけれども、今後も学校林だけではないですけれども、あそこの町含めた自然環境、大変すばらしい環境ですので、学校にも十分活用して子供たちの学習に当てるように、配慮するよう心がけたいと思います。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほか。

10番。

●谷口委員 今、教育振興費でやっているんですね。

要・準要保護児童就学援助なんですが、ことし大幅に小学校の場合は減額になっているんですよね。去年、539万円だったのが、384万5,000円というふうになっていますし、悪いんですけれども、中学校のほうもこの際ですから一緒にお伺いしたいんですけれども、中学校のほうも82万円ほどなんですが、中学校はそれほどの減額でないんですけれども、小学校のほうの大幅な減額の内容について説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、この中の学校給食費は要保護については別なほうで見ているから、入っていないということですか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） 要・準要保護の予算の関係であります。これは予算計上しました対象生徒数の見込みが、今年度、少なくなっているということで、21年度の見込みが減っているのが下がっているという状況です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 減っているのはわかりますけれども、20年度は小学校で何人が対象で、幾らなんだと、就学援助に幾ら、それから準要保護の給食費に何人で幾らかかったと。新年度、計画しているのは対象者が何人で、それぞれ対象は何人ずつで、幾ら幾ら見込んでいるんだということを明らかにしてほしいと、余りにも金額が減額過ぎているような気がするんですよ。だから、こういう時代だから思い切って新年度は切りますよと、そういう冷たい厚岸町の教育行政に変わってきたのかどうか、そうではないということを願いながら聞いているんですが……。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 申しわけありません。実は、準要保護、小学校の合計が20年度は78名おりました。そのうち6年生が22名おったものですから、今年度については22名

が卒業して、3年間の平均で一応見込みを出しているんですけども、それによると、1年生を11名というふうに換算しています。それで66名という人数になるものですから、金額的には減額はいたしておりません。単価については、12名の減による予算の減ということでございます。ちなみに中学校につきましては、昨年度57名に対して今年度56名、1名減で計算をいたしております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 差し引きすると、11名ぐらいということですね、22名が去るけれども、新1年生は11名見ているというのが、今の教育長の説明ではなかったのかなというふうに思うんですけども、78名が12名、またわからなくなってきた。22名が中学校に行くけれども、小学校に入るのは11名と聞いたんですけども、その差がちょっと合わないんですよ、1名。そういうことで、それにしても率からすると大きいんでないかなという気がするんですけども、1名違いでも10名ちょっとの差が539万1,000円が384万5,000円になって、150万円も減ることに、これ率でいけば何%になります。減額の率と人数の率、それぞれ、1人当たり出してみて下さい。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 準要保護の就学援助費につきましては、新入学生が新入学用品があつたりしまして、金額的には同じじゃないんですよ。先ほどの保護者の負担軽減費とは違って、1年生には新入学用品用として二、三年生にない金額が張りついたりしているものですから、ちょっとその一覧表について出したいと思いますので、ちょっとお待ちください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時22分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
教育長。

●教育長（富澤教育長） 時間をいただきまして申しわけございません。
先ほど、私の答弁で1点訂正をさせていただきます。

78名の20年度の準要保護というふうにお話いたしました。78名は実数でして、現在は78名の準要保護を受けられている方がいらっしゃるんですけども、当初予算では20年度は90名を見込んでいたということです。そして、本年度は、その実績に照らして計算をしたところ66名を見込みましたので、今回のような予算計上になりました。詳細に

つきましては、今、お配りした表のとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、10名ぐらいが、昨年度の予算当初見込みから少なかったということになるわけですね。そうすると、78名だったら幾らなんですか、去年539万1,000円ですね、新年度は539万1,000円は90名で見たということですね。78名だったら幾らなんですか、この額は幾らなんですか、539万1,000円は幾らになるのですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時24分休憩

午後 2 時28分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
教育長。

●教育長（富澤教育長） 何度も休憩いたしまして申しわけございません。

決算見込みのベースでお答えいたします。

小学校のほうにつきましては、給食費が300万3,000円を含めまして429万1,000円、中学校のほうは給食費が264万8,000円、それを含めて全体で526万7,000円。

以上です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的に78名という説明がされておりますけれども、この表見ると、75名が対象なのかなというふうに見えるんですけども、ものによっては対象になる子供とそうでない子供がいることによって、トータルでは78になるということで理解していいのかどうなのかなというふうに思いますけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほど、お配りした表では、あくまでも90名の予算ベースと新年度の66名がわかる数字でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 20年度の支出見込みの表は、これでしょう。そうすると、78名というのは、

どれを見れば78名なんですか。1学年は15人、2年生から6年生は75人というふうになっていますよね、そうすると90になってしまうんですけども、それだったら支出見込みになんない。78名の数字というのはどこの……。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 大変申しわけないんですけども、この表は、昨年同じ時期に製作したもので、支出見込みになっていますけれども、これは実際には予算額なんですよ。20年度、予算額をつくっている。ですから、さっき予算で五百何十万円から三百何十万円で、すごく減額されているというふうにおっしゃられたんで、昨年度の当初予算におきましては90名を見込んで、その予算書の金額でしたということをお知らせするために出させていただいた資料なんです。ですから、この表の中から78名というのは読み取ることはできません。私が、先ほど言った金額は、78名で実際に給食費と準要保護の学用品費等々を足した金額をお知らせいたしました。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この就学援助費が78名でいいんですよ。それから、給食費の補助は何人なんですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 同じ人数です。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、当初90名を見た根拠があったと思うんですよ、中学校も若干、小学校のほうは少しだけけれども、当初見込んだより実際に就学援助を受けた子供は少なくなっている、実績ではね。だけれども、小学校では12名も減少しているという中での申請のあり方がどうだったのか、きちんと父母の方に徹底された上でこういう状況になっているのか、それと、もう一つは、こういう時代ですから要保護に変わった子供たちが相当数出てきて、こういう数字になったのか、その辺の実態はどういうふうになっているのか、それを押さえているのか、教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 去年の90名の見込みについては、先ほど申し上げたとおり、例えば現在の1年生、2年生、3年生を足して3で割るというふうな形で、過去3年間の平均を次の年で見越して算出いたしました。その中で、昨年度については15名を見越したところが、実際には6名しかいなかったということでございます。

もう1点、要保護についてでございますけれども、要保護だけの数字から言うと、ここ二、三年そんなに大きく増えるかしてない状況にあります。例えば、19年度、小学校で言うと12名、20年度が10名、中学校が19年度、12名、20年度が15名、多少いりくりありますけれども、大幅にその分が増えているというふうな状況ではないというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 この後に給食費のあれがあるんですけども、結果的に父母負担軽減を厚岸町はやっていますけれども、例えば学校に父母がどうしても負担しなければならないお金、そういうもので学校に納められていないとか、あるいは昨年、給食費が納めることが不可能になってきている家庭、そういうのは見受けられるのですか。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） それぞれ各学校といろいろな場面で協議させていただきますし、準要保護についても補正のときにお話ししたように、例えばクラスの中で今まで払っていたんだけど、滞るようなそういうふうな状況が出てきたときには、学校側のほうで、後からでも準要保護認定できますので、相談してくださいというお話はしていますし、その中ではそういう話は耳にしていません。

もう一つ、給食費の問題ですけれども、前年度、2人滞納あった分についても解消したというふうに聞いていますし、現在の中で大きく滞納が出ている学校は、ないというふうに認識しております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3項中学校費、1目学校運営費、295ページ。2目学校管理費。

11番。

●大野委員 この実施計画に載っていて、この予算書にのってこないというのは、太田中学校の床補修工事の分1件なんですけれども、後で、後ほど補正で上がってくるのかどうなのか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（須佐課長） ただいま言われました太田中学校の床補修の関係ですが、これ

は財源の関係がありまして、この後の補正予算の中で改めて計上させていただくというふうに考えております。今年度の事業としての計画は持っておりますので、よろしくお願い致します。

- 委員長（音喜多委員） 11番さん、いいですか。
ほか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 進みます。
3目教育振興費。
10番。

- 谷口委員 ことしの高校進学なんですけれども、きょう発表になっていると思うんですけれども、厚岸町内の中学校の受験生の受験結果についてはどんな状況なんでしょうか。喜ばしい状況なのかどうか。

- 委員長（音喜多委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 今、教育委員会で集計とっていますけれども、全学校まだ報告上がってきていない状況なものですから、ちょっとお知らせできない状況です。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 それと、もう一つ心配されるのが、今の社会状況の中で子供たちが上級学校に向かって進学をしたい、あるいは就学中の子供もいるんですけれども、そういう子供たちで例えば今年度、上級学校に向かわせたいなというようなことで進んでくる中で、高校進学を断念したとかそういう事例というのは、町内の学校にはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

- 委員長（音喜多委員） 教育委員会指導室長。

- 指導室長（辻川室長） 中学校から上級学校に進学する状況を12月、それから1月、2月と、それぞれ集計とっておりますけれども、今年度におきましては全員高校進学ということで、受験まで終えている状況でございます。

先ほど、ご質問ありましたけれども、合格発表、本日ありまして集計している途中でございますので、わかり次第お知らせしたいというふうに考えております。今年度におきましては、全員進学という状況でございます。

以上でございます。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。
ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 4項1目幼稚園費、ございませんか。
5項社会教育費、1目社会教育総務費。
10番。

- 谷口委員 社会教育活動の臨時職員というのはどういう仕事をされているんですか。
それから、演劇等公演委託料というのがあるんですけども、ことしはこれはどういうことを考えているか、もう決まっているのか決まっていないのか、そのあたりについて説明をお願いいたします。

- 委員長（音喜多委員） 教育委員会生涯学習課長。

- 生涯学習課長（佐田課長） お答えいたします。

社会教育活動の臨時職員の賃金でございますが、これにつきましては、生涯学習系の臨時主事補ということで、11カ月分の予算計上をさせていただいております。2年前に正職員が5名いたんですが、1名が減となったことから、その補充をするという意味で臨時職員として、社会教育活動の中で雇用しているところでございまして、今は体育館のほうで事務をとっているんですが、そちらのほうでの各社会教育にかかわる事業に対する事務と、その他、施設が新しくなりましたので、トイレ等の掃除とかもろもろの雑事等も含めての臨時職員として雇用しているところでございます。

それからもう1点の演劇等公演委託料でございますけれども、これにつきましては、小学校と中学校にそれぞれ毎年1回の演劇公演を、全児童・生徒に対して実施しております。本年度につきましては、小学校におきましては既に決まっております。内容については、演劇ということで「オズの魔法使い」ということで決まっているところでございます。中学校につきましては、申請をしておったんですが、全道の中での抽選といえますか、すべての町村でそれができることになっていない関係で、中学校については今のところまだ決定しておりません。これにつきましては、今後の中で検討していきたいというふうに考えております。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。
ほかは。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。
2目生涯学習推進費。3目公民館運営費。4目文化財保護費、315ページ。5目博物館

運営費、319ページ。6目情報館運営費、323ページ。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。2目社会体育費。

12番。

- 岩谷委員 ちょっとここで、スケート関係について教えていただきたいと思います。

大変ことしの暖冬ですか、地球が一応温暖化ということで、その影響もあるのか、大変去年から地下のほうの凍結も余りなく、雪が降ればそれぞれすぐ解ける状態でもって、体育振興課のほうでもってスケートリンクにつきましては、ない雪をかき集めながらいろいろとやっていた姿を見たときには、どうもご苦労さんでございました。せっかく雪が降って、やって滑れる状態になったと思ったところが、14日の雨ですね。私、すぐ後、スケートリンクに行ったんですけれども、これがことしの最後かなと、そう帰ってきました。それで、今、ここに資料が出ておりますので、これを説明をお願いしたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 教育委員会体育振興課長。

- 体育振興課長（高根課長） それでは、お配りしております宮園公園のスケートリンクに係る資料について説明いたしたいと思います。

最初に、宮園公園のスケートリンクの経過について申し上げます。

宮園公園のスケートリンクにつきましては、事業費3億4,000万円をもって平成3年度から事業に着手しまして、平成7年度に事業が完了したものでございます。そのうち、スケートリンクにつきましては、平成4年9月に完成しまして、その年の12月から供用開始を行ったところでございます。ところが、翌年の平成5年1月15日の釧路沖地震において、リンク面の舗装に亀裂が入っております。また、その翌年の平成6年10月4日ですか、東方沖地震にはリンクの地盤沈下がおきまして、不等沈下が生じております。このため、平成6年度から平成15年度までにつきましては、雪を踏み固めたり、また、アスカーブの高さを調整したり行うなどしまして氷づくりを行いまして、オープンをしてきたところでございます。

なお、平成16年度からは、現在の応急工法・応急対策といえますか、そういったことでビニールシートを敷きまして、水漏れ防止、また不等沈下に係る高さ調整ということは、板枠を設けまして氷づくりを行ってきております。

資料について説明いたしたいと思います。

まず、宮園公園のスケートリンクの稼働状況についてですけれども、利用者数につきましては平成16年度から今年度、平成20年度までの5年間の学校と一般の利用による利用者数でございますが、これは表の記載のとおりとなっております。このうち、学校の利用につきましては、町内の小中学校の体育の授業で滑りました児童や生徒数でございます。次に、稼働日数につきましては、オープンの日からクローズまでの日のうち、天候やリンクコンディションが悪く開放できなかった日を除いた町民等へ開放した日を稼働日数としております。平成16年度から平成20年度の稼働日数につきましては、表に記載のとおりとなっております。このうち今年度、平成20年度につきましては、暖冬の影響

により、例年は正月明けの1月上旬にはオープンしておりましたが、今年度は約1カ月おくれの2月4日の立春の日にオープンしまして、クローズは2月28日となっております。

次に、平成16年度から平成20年度までの5年間の宮園公園のスケートリンクにおいてのリンクや管理棟の水道や電気代のほか、管理棟の委託費などスケートリンクの運営管理に係る経費につきましては、経費一覧に記載のとおりとなっております。

なお、このうち平成16年度につきましては、計としまして624万8,989円となっております。この年度は他の年度と比べまして約450万円ほど高くなって増えております。この理由としましては、平成5年の釧路沖地震、また、平成6年の北海道東方沖地震での地震により、リンクコース内が被害を受けまして、不等沈下により高低差が生じたことから、リンクコース内を盛り土造成をしたため、これに係る修繕料と原材料費が増え、また、リンクコンディションを確保するため、散水車を購入したことから備品購入費も増えて計上しまして、各年度に比べて大きくなったものでございます。

最後に、平成16年度から平成20年度までの体育振興課の職員の超過勤務手当についてですが、この超過勤務については12月から2月までの主にスケートリンクのオープンに向けての夜間の水入れ作業などによる課の職員の超過勤務手当の実績でございまして、各年度の超過勤務手当は、表に記載のとおりとなっております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 はい。ありがとうございます。

これは建設当時からずっと、資料思ったんですけれども、16年から20年度まで上げてもらったんですけれども、大体この推移でいけば稼働過当率等やら、いろいろなものが出てくるんですけれども、一応、16年度の経費については地震の災害を受けた後で、普通の年度より大体4倍ぐらいかかっているのかな、そう思いますね。それでずっとトータルしていった場合に、稼働率ですか、それについては1年間で総体でもって300万円内外になるのかな。それで建設当時が3億4,000万円ですか、これがかかって、地震でもって平成5年、6年ですか、この後の措置として、ここで言えばかなり年数がたっているんですけれども、ずっと滑れない状態でこのままやっているということになれば、相当、職員の方も苦労したんですけれども、これらについてももう少し調査した年度ですか、どういう調査した、調査した内容をちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会体育振興課長。

●体育振興課長（高根課長） ただいまの調査の内容でございますけれども、先ほど資料の前段で説明しましたけれども、平成4年9月に完成して、その年の12月に氷をつくったんですけれども、残念ながら1月15日、約1カ月も持たないで滑れなくなったわけでございます。その後、舗装にクラック入ったやつは、災害復旧事業でクラックに舗装のコールタールを入れたり、あと高さの調整につきましては、また翌年には東方沖地震で

高低差ができて、今現在も40cm高低差あるんですけども、その当時は30ぐらいが落ちまして、何とか雪を踏み固めて、アスカーブを高さを調整しましてやってきたんですね。その後、実際どのぐらいまだ沈下しているんだということで、毎年、調査しているんですけども、実は昨年10月1日に各ポイントを調査しました。

それよりも、前は平成16年、約4年間ぐらい観測は、調査はしてなかったんですけども、10月1日に観測しましたら、高低差は40cmございました。ですから、4年前と比べまして、9cm不等沈下が起きている。各ポイントにつきましては、平均で8.6cmの沈下が進んでいる、最大では18.5cmといった結果を得られております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 これ建設当時からずっと利用してはあったんですけども、地震等によってこうなったんですけども、教育長の毎年出てくる教育方針の中には、補修しながらというふうなものも書きながら、一向に、例えば地震によって話がわからないわけではないんですけども、それまでの手だてとして、もう少しやる方法があったんでないのかなと、そう感じるわけなんです。それで毎年こういう出すものに、必ず宮園公園の体育施設については補修しながらもやっていくというのだ、その補修が一向に改まらないだけに、このまま何年このような状態で続いていくのかな。

先ほど、担当のほうから地下沈下という、これは自然現象の中で宮園スケートリンクを考えた場合に、下が谷地わらというか何かそういう状態で、大変場所的には難しいところかな。だけれども、毎年、職員が雪やら、あるいは雪を固めてスケートリンク見ている姿見たときに、毎年同じ状態で雪が降ればいいんですけども、今年みたく全く雪がなければ職員の人も、あるいはスケートリンク自体も大変な事態にはなるのは確かなの。そして、今さらなって雨に大会ごとになるという状態でなく、これは何十年の経過の中にも12月の雨、あるいは1月の大会になれば例えば阿寒、落石、あそこら辺でも1月の雨にはほとんどたたられて、大会がお流れになったというのはずっと私自身もわかっております。だから、要するに雨やなんかでもって流れるのは仕方ないと思っても、もう少し沈下についての何かやる方法がなかったのか。雪がなかったら、例えばどこから雪運んできて、それを水に浸して氷の張らせる状態とか、もう少し工面があったんでなかろうかなと思いました。

確かに、職員さん、一生懸命やっている姿は、私もよく見ております。でも私たちが子供が小さいときには、学校へ行って、あるいは宮園の前のリンク場でもって、夜中までホースで水をまきながら、つくったような経過もございました。それで地下沈下については自然現象、これを今さらどうのこうのと言うわけではない。だから、これを恐らく新しくつくれといったら、相当のお金がかかると思うんですよ。だけれども、これを今後どういうふうにしてリンクをまた使用していくのかについて、まずお尋ねしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会体育振興課長。

- 体育振興課長（高根課長） ただいまの今後のスケートリンクの利用をどうしていくかというそういう質問でございますけれども、今現在は、まだまだ沈下をしている状態でございます。そういった中で、現在は簡易的な方法といたしますか、水漏れ防止のビニールシートを敷いて、または不等沈下が最大40cmありますから、パークゴルフ場側を80cmぐらい、相当高くしているんですけれども、そこに板枠をしてやっている状態でございます。

ただ、今後もまだまだ沈下はおさまらない状況の中では、何といたしますか、スケートにつきましては、厚岸のシーズンの短い唯一のウィンタースポーツでございます。そういった中では、我々、体育振興課としましても現在の応急的な方法で、引き続き氷づくりを行ってまいりたいと考えております。

なお、何といたしますか、沈下がおさまった状況の中では今後観測していきまして、数年間後観測を行った結果、ある程度沈下がおさまった段階では抜本的な改修、そういったことも財源とのかいりいろいろなこともあるんですけれども、それを視野に入れて検討してまいりたいということで考えております。

- 委員長（音喜多委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 先ほど説明したように、確かに雪は必要なんですけれども、雪がなくてもということで、16年度からビニールシートを敷くようになってから、かなり今までよりは長い期間滑れるようになっていたと思うんです。今年について、今年というか、今冬についても12月25、6日でしたか、かなりいいところまでできあがってから雨降ったんですよ。それで、年内の完成は難しいというふうな状況になって、それ以降も日中温度下がらない状態が続いて、釧路の記事も出ていましたけれども、今年については本当に少ないんですよ。ただ、こういうふうに統計出してみると、今年は少なかったですけれども、例年、約40から45日は稼働させていますので、とりあえずは来年以降もこういう状況で、もう少し経過を見ていきたいというふうに考えております。

- 委員長（音喜多委員） 12番。

- 岩谷委員 一応、これらが学校関係の子供たちに相当影響あるわけなんです。それで、各小学校の子供たちが年々減っていると、大変冬期間のスケートについては、子供たちがこういう状態で減っているということで、私も調べながら学校のほうへ当たってみたんですけれども、どのぐらいの子供たちがやっているかということでは、まだ調べてはみしていません。ですが、今、小学校と中学校に校庭でやっているスケートリンクは、何カ所ございますか。

- 委員長（音喜多委員） 教育委員会指導室長。

- 指導室長（辻川室長） 今年度、学校の校庭にリンクをつくっているところは、厚岸小

学校、尾幌小中学校、片無去小中学校でございます。それから、高知小中学校につきましては、学校横の沼にリンクをつくって活用しているところなんですけれども、今年度につきましては気温が高い状況があったということで、危険防止のためにリンクとしての使用はしなかったという状況であります。

それから、リンクをつくった各学校のほうに、今年度の活用状況についてそれぞれ聞いてみましたが、厚岸小学校では3学期のスケートの授業については、ほぼ予定していた部分については消化できたということであります。それから、片無去小中学校につきましても体育の授業の使用については、ほぼ活用できたということでそれぞれ伺っております。ただ、尾幌小中学校につきましては、気温が高くて氷の状態よくなかったということで、スケートの活用よりは長靴アイスホッケーとして、冬季のスポーツに活用したということで話を伺っております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 学校関係につきましては、今年度ですか、真小のほうでも校庭につくるようなお話もでございます。それで、一応、あそこは照明もつくということですので、大変、小学校の教頭当たりにつきましても、温暖化でもって全然氷の張る状態が悪くなったと、そういうことで滑る期間が少ないということで、年々確かに減るんじゃないかという懸念もしていました。それで、厚岸の中学校の子供たちも新聞等に載ってあったんですけども、大変全国大会におかれても優秀な子供たちがたくさんおります。それと、二、三日前に三上さんですか、消防の、厚岸出身なんですけれども、実はオーストリア優勝したということで、大きく厚岸の子供たちが出ておりました。

それで、確かに昔も、私がちょうど小学校のころですから、あれこれ50年ぐらになりますか、このころにも厚岸に、東京の大学でもってスケートで、大変有名になった方もおりました。中にはわかっている方いると思うんですけども、若竹町の三田村さんという方が、あの当時スピードスケートを持って全国大会やらいろいろやっていたという記憶があるんです。それで町長につきましても、リンクに、恐らく前の町長さんが1回もスケートリンクに行った姿見た方がないということで、若狭町長については、それが野球場、あるいはパークゴルフ場、あるいは今のスケートリンクに、自分で行って確かめながら、そして子供たちを褒め、あるいは担当者を一生懸命激励したというお話を聞きまして、本当に若狭町長にはありがたく思います。

教頭さん1回か行ったことありますか、子供たちがいて滑る姿やら、1回かリンクつくったことあるんですか、大変ですよ、これ、教頭さん。子供たち、あるいは職員が、教頭さんでない教育長、済みません、教育長さん、1回か行ったことありますか、そこをちょっと……。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 毎年、大会には行っておりますし、今回もスケートが残念なが

ら、先ほど言ったように年度内に滑られないんだというときも行って、踏んで、氷の状態がとてもじゃないが滑れるような状態でなかったもんですから、何度も足を運ばせていただいております。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 大変お見それしました。

ただ、教育長として、1回ぐらい防寒をしながら、鼻が詰まるような寒さの中、職員と同じに氷づくりも、私はいいんじゃないかなろうかと思えますよ。だけれども、風邪引いてしまったら困りますが。

それと、厚岸中学校の子供たちですか、真中ね、この子供たちが全国大会でこれだけの成績をおさめるのは、パーク場ありますね、あそこの歩道ですか、あそこでもって大体6時か7時ごろ、5月オープン時と一緒に、毎朝ここでもってローラースケートやっています。でもあそこの場所は、ちょうどパークやりながら、物すごく危険な場所なんですよ。それでスケートリンク、夏はローラースケート場ということでたしかつুক্তたという、私ふっと思うんですけども、それと筑紫恋のキャンプ場ありますね、あそこもたしかローラースケートということで建設されたという記憶があるんですが、そこらについてちょっとお尋ねしたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会体育振興課長。

●体育振興課長（高根課長） ただいま夏場のローラースケートの練習の関係でございますけれども、本来でありますと宮園公園のスケート場で、地震の被災受けなければ夏場は可能でございました。ただ、被災を受けまして、今現在、ご質問者もご存じだと思うんですけども、あそこに高さ調整で土を入れております。したがって、あそこではローラースケートはできない、そういった状況でございます。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 愛冠野営キャンプ場でのローラースケート場、キャンプ場を整備した当初におきまして、ローラースケートができるということのコースをつくりまして運営をしております。その後、地震等の影響によりまして、路面等が使えない状況になってきている。それと同時に、あそこの部分は利用者がかかり減ってきたと、相互の部分等がございまして、今は閉鎖といたしまししょうか、使用をしていないという状況になってございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 それじゃああれですね、宮園とキャンプ場についてのローラースケート場については、全く使用ができないということで、それで一応こういうふうに、例えばリン

クの中でもって氷張る期間が少ないんだということになれば、当然、これから子供たちの体力づくりというのが一番大事だと思うんですよ。そのためにもローラースケートというのは、夏場においての体力づくりが一番いいんじゃないかなと思うんですけども、もしどうしても宮園スケートリンクの中がだめだということになれば、どこかローラースケートを滑るような場所というか、そこら辺何か予定に考えてあるのかなのか、ちょっとそこら辺についてお尋ねしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会体育振興課長。

●体育振興課長（高根課長） お答えいたします。

ローラースケートの練習場所の関係でございますけれども、夏場のローラースケートを滑る場合は、まず、舗装面ということが限定されます。そういった中で、当然、一定の広さが必要だ。そういった中で候補地の一つとしましては、宮園公園の第2駐車場、野球場とスケートリンクあるんですけども、あちら側の第2駐車場の端を、端といいますか、川側の駐車場を利用して滑れば可能でないかなということで考えております。

ただ、あそこにつきましては、駐車場の部分で区画するため、インターロッキングブロックで2m幅で40mぐらいの帯状の高さ10cmぐらいあるんですけども、そういった段差がついております。そういった段差を取り除くといいますか、改造することによって、フラットにすることによって可能だと思います。ただ、現在、スケート少年団とかそういった方につきましては、私ども把握している分では10人おります。そういった中で、10の方が今後も例えば上級生になっていて、今、中学生でありますけれども、高校生とかいろいろなことになって滑れなくなったら、そういった場合を考えますと、新たなもの、新たな場所にはつくるのは難しいのかな。そういったことを考えますと、私、先ほど申し上げました駐車場をフラットにすることによって、ただ、フラットの部分はそこは仮に取ってもそこをゼブラで入れるとかして、スケートの活用がなくなった場合はまた駐車場として可能とか、そういったことを踏まえて検討してまいりたい。

ただ、そういった改造には費用がかかります。財源の関係、また、スケート少年団の父兄の方々と、そこが適地かどうか、そういった協議も必要だと思います。そういった中で、今後、実施に向けて検討してまいりたいということで考えております。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 改まったローラースケート場をつくるということになれば、大変費用がかかりますので、そんな中で第2駐車場と言えば、ちょうど道道のずっと端のほうね、駐車場の端になりますね。あそこは野球場と併用して使う形になりますか、もし野球があったときの障害か何かそういうあれはないですか。たしか野球の場合はあれですか、1カ月に何回、1週間に何回というものであれば、あそこの駐車場はほとんどあいていますわね。私はよくあそこへ行くんですけども、駐車場はどうしてもトレイ側のほうに集中するけれども、道路側のほうはほとんどあいていますので、そこを利用するというところで調査しながらできるのであれば、ローラースケート滑るしっかりしたローラースケ

ート場でなく、あそこはがたがたになった駐車を整備しながら、ローラースケート場にするということだと思えるんですけども、それらについてどのぐらい、した場合にかかるということは見積もっておりますか。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会体育振興課長。

●体育振興課長（高根課長） ただいまの第2駐車を夏場のローラースケートの練習として、そこを駐車の関係とか、また費用の関係でございまして、現在、第2駐車場につきましては159台が、小型車可能でございまして。今、私も現地見ましたら、約80台ぐらいつぶれるといたしますか、練習のとき約半分ぐらいが使えなくなるんでないかなと思います。ただ、野球の部分につきましても毎日あるわけでございせん。月1回とか月2回とかそういった部分で、バッティングする場合は、例えばスケート少年団の父兄といたしますか、選手の方と協議しまして、使えないとか使えるとかそういった調整を図りながら、進める方向も可能でないかなということを考えております。

あと費用につきましては、町概算でございまして、ブロック2カ所をフラットにすることによりまして、また、区画線をやることによりまして、大体350万円ぐらいがかかるんでないかなということで試算しております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 12番委員さん、まだ大分ありますか。（「このほかにもう一つございまして……」の声あり）休憩後にしていいですか。（「はい」の声あり）

休憩します。

午後3時20分休憩

午後3時50分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

12番委員さんの再質問から始めます。

12番。

●岩谷委員 ローラースケートの件ですけども、一応、スケートリンクについては地下沈下、これおさまるまでといたら相当年数もかかるのかなという気するんですけども、今のリンクを上手にだましながらといたら言葉悪いですけども、本当にこういう気候が果たして今年度だけであってほしいんですけども、年々見たときには、そんなに暖かい年というのはないと思います。そんな中で、やはり完全に滑れない状態ではなくして、それこそ数日であってもリンクをなくするわけにいかない、これをうまく利用しながら、そして学校のほうにもつないでやってほしいな。

私も小学校のリンクの持っている、今、これから教頭さんたちにつきましてもこういうことでもって、冬場が使えないのであれば夏場が、それこそ今、宮園ほうでローラー

スケートということも考えながらお話しして、それが実現するのであれば土日、そういう日に行ってローラースケートも普及させてやってほしいなということだけはお願いしてみたいなと思っていました。だから、今のスケートリンクをうまく利用しながら、このまま続けさせてほしいと思います。その点について。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほどもお話ししたとおり、今年についてはこの表にあるように、かなり少なかったですけれども、ここ四、五年の中で見ると、40日から45日ぐらい使えていますし、人数でいっても四、五千人近い方の利用ありますから、そういう意味では、来年以降もできるだけ早くできるように努めたいと思います。

また、ローラースケートの件については、もう少し広く町民が利用できるような形も含めて、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 ひとつよろしくお話ししたいと思います。

それじゃもう一つ、パーク場についてちょっとお話ししたいんですけども、大変、去年は管理棟につきましても町長にすばらしい管理棟をつくってもらいまして、各市町村の評価も大変高いようです。それと、厚岸の芝生が、パーク場が本当に管内にないだけのすばらしいパーク場ということなので、私もいろいろと見て歩いています。ことしもひとつよろしくお話ししたいと思います。

そこで、利用についてちょっとお話がございまして。ということは、各市町村でオープン時か、あるいはクローズか、あるいは中間でもって町民無料ということで開放しているわけですけれども、それらの考え方があるかないか、ちょっとそこら辺お尋ねしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） パークゴルフ場の無料使用の日を設けられないかというお話かと思うんですが、基本的にはよく使われている町内の方は、シーズン券をお買いあげいただいているということをお考えますと、町外の皆さんにお披露目の意味も含めて、例えばオープン時に無料開放するということについては、料金的な実損もそんなに大きくないというふうに考えますので、つくことは可能であるというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 そうですね、町内の利用については当初からシーズン券買っていますね、だから、そんなに大差がないと思うんですけども、各市町村の動向を見たときに、無料というときには、最初は少ないんですね。だけれども、年々やることによってたくさん

の人が利用してもらえれば、活性化、あるいはそういうものにつながっていくんでないかなど、私もふっと思いながら、町民の方たちもぜひ年に1回ぐらいは無料の開放をしていただきたいと思いますので、ぜひ今年度について早速に5月中ごろかそこら辺にオープンすると思いますので、それまで検討しながらオープン時か、あるいは海の日か、あるいはクローズの最後の日、何日でもよろしいですので、今のプールのほうもオープン時は無料開放していますね。そういう形の中で、ぜひそれを実現させていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、委員おっしゃったとおり、プールについてもオープンとクローズの日に無料開放いたしております。できればそのPRという意味を含めて考えれば、クローズよりはオープンの近い時期に、オープンかあるいは海の日か近い時期に、早い時期に無料開放して、それ以降の利用者増につながればというふうに思いますので、前向きに検討させていただきます。

●委員長（音喜多委員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ここで、ほかございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

3目温水プール運営費。4目学校給食費。

10番。

●谷口委員 ここでお尋ねしたいんですが、現在、地産地消だとか、できるだけ道産品をだとか、輸入品より国内品だとか、そういうことが言われていますよね。そういうことで、厚岸の学校給食の内容というのは、変わってきているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 給食センター所長。

●給食センター所長（岡田所長） 昨今、いろいろな食の問題にかかわって偽装問題だとか、あるいは中国産のいろいろな殺虫剤入りの問題だとかありまして、うちのほうでは国産のほうが高いことは承知なんですけれども、安心な食材を手に入れるためのいろいろなルートを開発しまして、できるだけ可能な限り国産ということで使用しておりますので、厚岸町の給食については何といたしましょうか、変わっているということよりも、安心な食材をより子供たちに調理して提供するというふうにはなっております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 去年は、非常に食品の偽装問題等で大変だったと思うんですよね、その前は不衛生な問題だとかいろいろあったんですけども、やはり子供たちに安心した給食を提供すると。それと、学校給食の持っている役割をきちんと果たしていくということでやられているんですが、方針では、教育長の今回の施政方針なんかを見ますと、学校給食センターの老朽化に伴って新しい学校給食センターの考え方というか、新しいものを検討していこうということになっていますよね。そうすると、今の給食センターで、改造も含めて、今、パンとご飯これの割合というのはどういうふうになってきているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 給食センター所長。

●給食センター所長（岡田所長） お答えいたします。

ご承知のとおり、3学期から炊飯器を導入していただきました。この関係から、従来は6対4の割合でパンのほう回数としては多かったです。導入以後、7対3ぐらいの割合で米飯給食を拡大することができました。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 経費的には、同じような経費で賄うことができるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 給食センター所長。

●給食センター所長（岡田所長） これは、今後の給食費の額にもかかわるんですけども、給食費の額については、先般、開催された学校給食運営委員会に教育委員会から諮問をしております。その答申が出ましたので、次回開催される教育委員会で決定されますので、ちょっとその辺については、その決定を待ってからきちっとしたことを明確にしたいと思います。

それでやっていけたのかということなんですけれども、20年度は学校給食費会計に食材の購入費として、町予算から200万円の助成がありました。これにより、20年度の学校給食費の運営は、ある程度計画的に進められております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そこで結果的に、今、センター長のほうから給食費の問題が出てきましたけれども、去年は早目に諸物価の高騰等があって200万円、町費のほうから投入しているわけですよね。それで給食費の問題というのは、これは私会計でやっていますから、言ってみればこの予算には絶対出てこないもんですよね。それで、以前は3月予算の教育長

の教育施政方針演説で、引き上げする場合は必ずで施政方針に入っていたんですよ。ところが、今、話を聞いていると、我々議会は、私が今聞かないと、今後どうなるのかということが、知らないまま議会が終わってしまうことになるんですよ。どうして今回はこんなに、これがおくれているんですか。それと、やはりいかに私会計といえども我々に、これをきちんと示すことが大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、給食センター所長がお話ししたんですけれども、今回12月に、あの時期にあえて、釜を導入させていただいたのは、実は21年度において給食費を値上げしないために何とかならないかという方策でした。

というのは、パンの場合に1食、来年で考えますと単価が小学校で73円93銭、これに対して白飯ですと23円69銭、それだけ違うんですよ。これは何が違うかという、パン屋さんもうけているわけじゃなくて、パンについては外注しているわけですから、幾ら頑張っても人件費が入ってくる。これに対して米飯の場合は、以前は違ったんですけれども、今回について言うとセンター内で炊きますので、言ってみれば例えば200万円で釜を買ったと。釜を買うお金は町持ちですので、材料費だけというふうな考えでいくと、これだけ落とせるんです。その中で、先ほど言ったように、今度は3.5回ご飯にするという中で、小学校も中学校も来年度については値上げしないと、現状維持でいけるという中でしたので、報告しないというか、同じですので、今年はこれでいけるという考えで進んでいたということです。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、給食費については、次年度も20年度と同じでいきたいということですね。それで今回、米飯が3学期から多くなったということですが、これについてはどうなんです。順調にいつているんでしょうか。非常に子供たちには好評なんですか。

●委員長（音喜多委員） 給食センター所長。

●給食センター所長（岡田所長） お答えいたします。

ご飯の炊き上がりは、最近、調理員もなれてきまして、順調に炊き上がってきております。あと、子供たちに好評かどうかということなんですけれども、最近、家庭でも生活向上の変化とか社会的なそういう変化が食生活を変貌させたといえますか、欧米化してきております。その中で、米飯給食を拡大したことによって、そのほかにも器機を入れてもらいまして、できれば日本型の和食スタイルといいたいでしょうか、そのような提供をしております。子供たちは、欧米でつくられているようなもの、普段から食にしていますので、和食のほうは残滓のデータから見ても少なくなってきておりますので、あと、献食表というのが各学校から毎月のように来るのです。これは、ご飯が軟らかかったよとか、おみそ汁がおいしかったよとか、いろいろな意見を寄せられる中には、ご飯

については大変好評な意見をいただいているところでございます。

(「はい、わかりました。いいです。」の声あり)

●委員長(音喜多委員) いいですか。

ほか。

4番。

●高橋委員 ちょっとお尋ねしていきませんが、伝染病検査委託料とか、あるいはまた調理場の生物・微生物検査、そして衛生管理指導、あるいはネズミ・昆虫等の駆除、こういった検査については、北海道の教育委員会が指定した業者を使っているんですか。

●委員長(音喜多委員) 給食センター所長。

●給食センター所長(岡田所長) 道教委が、衛生管理マニュアルの中で示している業者を使用しております。

●委員長(音喜多委員) 4番、いいですか。

(「はい」の声あり)

●委員長(音喜多委員) ほかございませんか。

(なし)

●委員長(音喜多委員) 進みます。

11款公債費、1項公債費、1目元金。2目利子。3目公債諸費。ございませんか。

(なし)

●委員長(音喜多委員) 次に進みます。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。ございませんか。

14番。

●竹田委員 委員長、済みません。給与費のことで、給与だけじゃなくて職員の構成についてちょっとお聞きしてもよろしいですか。(「はい」の声あり) ことし3月と来年の3月で、役場の職員の退職される方がある一定、毎年多いのか少ないのかデータはわからないんですけども、ことしから来年にかけてという言い方をすればいいのか、結構また人数が多いように聞いております。

この間、日本の将来というタイトルでテレビで放映されていたときに、今、大変厳し

い社会情勢の中でどうやって企業が乗り越えていくかということに関しては、人員削減ということが一番先に手をつけてしまう。その人員削減をするときに、給料の高い順から切り捨てるのと、それから給料の少なくても、たくさんいる人間を切るかといういろいろな方策があるんですけども、いずれにしてもある程度の中間幹部というか、そういう人間を切り捨てたときに、10年、15年たったときにいろいろな弊害が起きてくるというのが、シリーズでやっていたわけですね。

その中で、一番困った例として挙げたのが、2000年のときに日本の社会の氷河期と言われていた時期があった。このときに、要するに中間幹部をどんどんどんどん切り捨てた会社が、やがて2010年に向けて、10年たとうとしているときに何が障害が起きてきたかといったら、要するに人材確保をするのに躍起になっている。今になってから、高い金を払って逆に引き抜きをしているというようなことが起きているということが報道されてきました。

私がとやかく心配することではないんだろうというふうには思うんですけども、10年一昔というふうにあります。町長も副町長もこれから10年、20年、ずっと同じ役職を続けていてくれれば、非常に安心をしておられるのでしょけれども、そうはならないというふうに考えると、今、厚岸町の退職者を補充しないとかそういった問題があるときに、これからの10年、15年たったときに、厚岸町の職員の中の人材確保というのが、非常に難しくなってくるのではないかと。役場の一部職員の中にも、退職補充者をとらないので、若手もなかなかとらないということで、一人当たりの仕事の量が非常に多くなってきているのは事実なんだという声も聞かれます。

私の前に座っている理事者の皆さん、大変な苦勞をして質問するたびに苦勞をかけて、顔が赤くなったり青くなったり白くなったりしているのも見て、非常に心苦しく、聞くのも何か耐え忍びない部分もあります。町長もたまに赤くなっているときもあります。一杯飲んだときに皮肉を言われるときもあります。そういったことで、なかなか聞きづらい部分もありますけれども、私も町民の一人、議員の一人として役場の中での補充というのがなかなかできない苦しさの中で、果たしてこれから経過した年に、10年後に果たして厚岸町の役場の職員の人材確保がそのまま保たれるのか。また、一人一人の人間の能力を6割、7割で仕事するんであればストレスもたまらないですけども、8割、9割、10割というふうになれば、ストレスもたまってくる、やはり人間的に大変な状態になってくるのではないかなという両方の心配をするわけですね。両方というのは、一つには人材不足、もう一つには1人当たりの仕事の量がとてもなく増えていくということの二つの心配をするわけですけども、その辺について絶対そういうことがないんだというご返事をいただければ最高にうれしいんですけども、そういう心配についてはどのような考えをしているのかお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 民間の企業の話の前段でされましたけれども、地方公務員にとっては身分保障というものが確立されていて、確立というよりも法で定められていて、民間の企業が行っているような乱暴な、今、委員さんは切り捨てと言われておりました

けれども、そういう乱暴な措置は、この役所の中ではできることにはなっておりません。この時期に来て職員の増減、財政難を理由にしてときに採用ゼロという役所も過去には、この管内でもございました。厚岸町は、職員採用ゼロということをするれば、将来的に職員構成の比率が、バランスがとれていかなくなる、年代別にきちっとそれなりの職員を配置して、配置することによって組織の構成が保たれていく、そういう基本的な考えを持って、職員採用ゼロということはいたしませんでした。

どういう方針を立てているかといいますと、人口が減少してきて、財政的にも非常に厳しいと、そういうような状況の中で10人やめて10人採用できるかという、そこまでは今の財政状況では無理であります。そのような人件費の総体のことを考えますと、12月の議会でも議論ありましたように、職員の人件費のカットということもやむなくさせていただいておりますけれども、厚岸町はやめていかれる方の半分程度をきちっと補充をしていかなければならないだろうというふうに考えておりました、それを実行してきております。そうすることによって、世代別の人口構成というものがきちっとつながっていくというふうに考えておりました、そのことは職員構成上、それから人事管理上も大事なことであるというふうに考えております。

さらにはまた、いろいろな制度改正、法的な改正等々に伴って、非常にここ平成12年の地方分権一括法の施行以降、大変事務量が増えてきております。過去にもそういう話をさせていただいておりますけれども、それをどうやってクリアしなければならないかということ考えたときに、今まで従来の1課1係という考え方を改めなければならないということで、今はスタッフ制という考え方を持っております。例えば、総務課総務係は、職員係のことは一切やらなくてもいいんだと、知らないでいいんだという考え方を持たれては、事務量の増大等にも対処できませんし、住民に対するサービスの向上にもつながっていかないだろうというようなことで、所属長、所属長が担当の係長とよく話し合って、仕事の繁閑を見きわめて、例えば定額給付という問題が出てきて、その事務量というのは、通常の業務量以外のところでやらなければならない業務であります。そういうときには横断的な対応をして、この時期に応援できる体制がとれるのかとれないのか。とれないとしたら、臨時の職員をどれだけ確保しなければならないのかというようなことも横断的に議論をして、その対応を図ってきておりますし、さらにはまた、事務器機の導入によって事務効率を上げると。それと、職員のパソコンの操作能力といいますか、それらも相当、導入当初に比べれば格段の差で向上してきておりますし、それから当時のハードディスクの容量、要するに記憶できる容量というのが増大してきて、さらに格安にもなってきたというようなことも、これらも総合的に考えて、積極的な活用を図っていくということで、その対応、事務の効率化を図って、今までの町民サービスを低下させないようにということで対応を図ってきているというところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

10番。

●谷口委員 退職手当組合について、ここに記載されている内容について説明をしていただきたいというふうに思います。

それで、今、竹田委員のほうでも質問されておりましたけれども、社会的には団塊の世代、団塊の世代という言葉が言われて、今年、来年、再来年は一般的にはそのピークの年ではないのかなというふうに思いますけれども、厚岸町の役場町職員の職員構成からすると、そこが山ではないような気もするんですね。そうすると、厚岸町、今後大量に退職が出てきそうな年度というのは、ある意味そう遠くない時期に一つの山があるのではないのかなというふうに考えますけれども、それは今とぴったり合うのか、それとももう少し後年度になっていくのか、そのあたりはどういうふうになっているのか教えてください。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 4 時22分休憩

午後 4 時25分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
副町長。

●副町長（大沼副町長） 団塊の世代と言われる方たち、昭和22年から24年に生まれた方たちが、そういうふうに使われているわけでありましてけれども、この方たちが退職をされる年次というのは、いずれも7人から9人の間でありまして、21年度につきましては、7人の退職に対しまして4人の採用を今予定をしております。長いスパンでみさせていただきますと、今、48歳の方たち、この方たちが構成上一番多くて17人おります。これら各年次によって、相当でこしゃくがあります。それは退職をされる前年度に、どの程度の退職者がいるのか、そして各原課の事務量、あるいは新たな事務事業というのがどういうふうに予定されているか、係の対応はどうか、職員は配置されているけれども、いろいろな戦力的な問題、それから長期にその部署にずっととどまっているというのも、余り好ましくないというふうに考えておりますので、それは部署にもよりますけれども、それらを勘案して採用の予定人数を決めていく、そういうやり方をとっております。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 退職手当組合負担金のところにつきましてご説明申し上げたいと存じます。

この部分が、21年度の給与費の上昇の最大のウエートを占めているところでございます。この要因につきましては、新年度予算説明時に申し上げておりますけれども、退職手当組合市町村負担金の負担率、これが引き上げられたということが大きな原因でございます。率が、特別職は変わってございませぬけれども、一般職において1,000分の170が1,000分の190に変わってございます。これによりまして1億5,600万円、これが平成20年度当初でありますけれども、これが平成21年度で記載のとおり1億8,000万円というよ

うなことで、2,700万円ほど上昇しているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的にはこの負担の要因は何なんですか。例えば、一定の職員の退職増に伴って、こういう負担をしていかなければならないというようなことから増えるのか、今までどこかでその代替措置がされていたのにされなくなったから、こういう負担に引き上げられていくということになったのかということの説明をしてほしいというふうに思います。

それから、職員の退職傾向、当面は、7、8、9そのあたりで推移をしていくけれども、一番ピークは現在48歳あたりにいる人たちが、大きく職員の増減には関係してくるということになりますよね。そうすると、12年後でありますから、私がここに座っている可能性はないのではないかなと思いつつ聞くんですけども、ただ、職員のバランスというのはやっぱりきちんと考えていただかなければ困るんですよ。先ほど、竹田委員のほうでも質問されておりましたように、必要な人材は必要なときにきちんと確保しておく、あるいはこういう厳しいときでなかなか雇用が進まないというときには、割とすばらしい人材が簡単に厚岸町役場のほうにも目を向けてくれる可能性があるわけですよ。そうすると、そういうことも十分考慮しながらの人事を行っていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺についてはどのように考えているか、お尋ねいたします。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 後段のほう、私から答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほど、14番委員さんにもお答えしたとおり、経験上、釧路管内でもゼロ採用、採用ゼロというときに、厚岸町を受験対象として受験してくれる方というのは当然増えました。しかもなおかつ、当時は釧路市も採用ゼロということでありましたので、改定に至っては、非常にありがたい人材が応募してくれたということもございます。

そういうときこそ、むしろきちっとした採用予定を立てて、我々が厳しい財政状況でありながらも、一定の人数を確保していくということは大事なことだというふうに思いますし、今後、そういう考え方で続けていきたいと、そういう考えております。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 退職手当組合につきましてお答えを申し上げます。

最大の理由については、退職手当組合の財政も厳しくなっているということでございまして、それは全道市町村において、いわゆる給料の独自削減を行っている市町村、ここで職員の退職時に給料月額を復元するという措置、こういう形でもって退職金を支払うというところが大半の状況が見受けられます。

そういうような事情から、組合負担が増えてきているというようにございまして、独自削減

前の給料月額での負担金を徴収できるように、今回、21年1月28日に開かれました北海道市町村職員退職手当組合の議会において条例が改正されて、これを原因といたしまして、町の負担分も増加をしたと、こういう流れでございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。
ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、進みます。
13款予備費、1項1目予備費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 343ページから、給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 以上で、歳出を終わります。
次に、1ページの第2条債務負担行為について、6ページの第2表債務負担行為と、348ページから352ページまでの債務負担行為に関する調書。ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、次に、1ページの第3条地方債について。
10番。

- 谷口委員 ここでお尋ねしたいんですが、公有林整備事業、それから臨時財政対策債、ここの括弧書きにある地方公共団体金融機構資金、これは今までのあった機構が改変されたものだというふうに伺っているんですけども、今までの機構の業務内容と今回の機構の業務内容の違い、それと、ここに書いている見直し後の利率というふうになっていきますけれども、なぜ利率が上の5本と下の2本が違いをつけないといけないのか、その辺について説明をしていただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。
7ページの第3表地方債公有林整備事業の利率の欄の括弧書きでございます。ただしからですけれども、地方公共団体金融機構資金ということでございます。これは、審議

の中でもご説明させていただきましたが、昨年、設立された機構が改組されまして、このたびの臨時財政対策債等の地方債等に対応するため、その機構の組織を改めていわゆる今までは公営企業債、例えば下水道事業債とか水道事業債について融資をしていたものを臨時財政対策債の急増に対応するため、地方公共団体金融機構に改めて、改組してそれを引き受けさせるものとするという法案が、今、出されているところでございます。ちなみに、臨財債につきましては5,000億円を予定していると。ただし、今の情報では市町村ということをやっておりますが、町村まで及ぶかどうかは、まだ未定のところでございます。

それと、括弧書きの違いでございます。公有林整備事業につきましては、ご存じのとおり、40年の25年の据え置きでございます。したがって、40年間の間にいわゆる金利変動が、かなり長い年月でございますので想定されます。そういうことから、見直し後において、その利率にするという表現、それから臨財債につきましては基本的に地方公共団体金融機構、もしくはこの機構でなく財政融資、国の資金等の融資を受けられた場合については、例えば15年の3年とか、そういう融資の条件が示されるところでございます。

したがって、いわゆる借り入れの期間によって、利率の変動があるということを想定して、それを柔軟に対応できるように、ここで利率のただし書きを記載させていただいているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 公有林は、40年の25年据え置きという今の説明でしたよね。それで、臨財債のほうは償還はどのぐらいになる予定なんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

臨時財政対策債でございます。今までの例、今年はわかりませんが、償還年限20年、これはいわゆる財政、国の資金でございます。据え置き、そのうち3年、ですから17年で元金をお返しするところでございます。ただし、本年につきましては、先ほど申し上げたとおり、どの資金になるかは今のところわかりませんので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ことは大幅に増えていきますよね、前年と比較してね。そうすると、今後の町財政に与える影響もそなりに大きくなっていくのではないのかなと、後年度、交付税措置されるというようなことが言われても今回の対象になっているわけですから、非常に大きな負担に後年度ならないようにしていかなければならないのではないのかなというふうに考えますけれども、その辺では見通し的にはどうなのでしょう。今までの流

れと、今年度こういう一気に広がってきた流れを踏んでいけば、さらに上手に平準化していくことができるのかどうなのか、その辺ではどう考えているのか。(発言する声あり) 今までやってきているのは、今、課長が説明されたとおりでと思うんですけれども、今後、平準化していきますよね。そうした中で、今までの平準化と今年度の増額での平準の割合、変わってきますよね。そうすると、次年度以降どういうふうに、心配されるものはないのかどうなのかということなんです。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） つい最近、財政融資について合同発表がございました。21年3月9日付で、財務省からの通知でございます。

臨時財政対策債につきましては、いわゆる財政融資の場合、19年超20年以内の場合は、いわゆる今のところ1.3%の利率という財務省からの金利の要するに今後の適用についてということが、報道発表されてございます。ただし、これは当然変動いたします。

それから、委員、私から言うまでもなくご存じのとおり、今、新聞をにぎわしているとおりに、財政出動ですか、2009年の追加補正ですとか、いろいろなことが騒がれて言われております。ということは、何を財源にするかということと国債の発行だと、これしかないという報道でございます。

したがって、いずれそれを財源に貸すということは、地方債においても資金不足が当然発生する可能性は想定されます。そうすると、当然、利率も上がる可能性は出てくると思います。ですから、これは国際的な問題になるかと思いますが、日本だけの問題ではないと思いますが、今、こういう公表で長期債として1.3ということでございますけれども、今後、下がるか上がるかこれは今のところわかりませんが、下がる可能性は今のところ、担当としてはないというふうに考えます。その理由は、やはり銀行が大変な状況に陥っていると、ご存じのとおり、地銀がかなりの状況になっているということで、やはり利率、長期債等で本業で稼がなければ、いわゆる株等で損をした分を取り戻せないという部分もございますので、そういう部分で日銀がどういう判断をして、どういう利率にするかわかりませんが、そういう意味からすると、やはり本業で稼ぐには利率を上げるということになるのではないかとというように素人考えではございますが、考えているところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 新年度の予算というのは、国の予算から始まるわけですが、あるから全部いわゆる埋蔵金なんていう言葉まで使って、出して、それでも足りない分は今回こういう臨時財政特例債等の発行で、国も地方もあるもの全部はき出して予算をつくっていると。ですから、今、課長がおっしゃいましたように、これからさらなる追加補正等が出てきた場合には借金はさらにかさんでいくと。そうすると、それを補償のは当然市中、あるいはこういう機構を利用する。ただ、機構だってそういう財源がもうパンクする寸前だと思いますから、当然、市中銀行等に頼らざるを得ないことになっていくとい

うことが重なっていくと、結果的にはその穴埋めは税金で私が負担をしていくということになっていくのではないのかなというふうに思いますけれども、今回、言ってみれば要するに景気景気景気でいっていますよね。景気が回復すれば、何とかなるというような予算の組み立てになっているのではないのかなというふうに考えますけれども、そういう点では非常に今回臨時財政対策債が増額し、今度、金利がどうなっていくのかということによって非常に変動が大きいものになっていくと、非常に心配になるわけですがけれども、今回、20年の借金ということになってくると、与えていく状況、影響が非常に大きいのではないのかなということと、こういうことをやることによる来年の財政に与える影響というか、当然、今年こうやってしまえば、来年は緊縮で行くぞということになりはしないかどうかというあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、これは全く持って非常に恐いものがございます。財務省では四半期ごとに、国の借金の公表をしておりますが、12月末で820兆円ほどの借金があるということで、1人当たり677万円とかというような数字が出ておりました。今回、2009年の補正はまだ成立してございませんが、自然整理はしますけれども、既に追加対策で真水ではなくて30兆円とかという、きょう日経新聞かどこかに出ていたような気がしましたけれども、そういうことをどんどんやっていく財源がいわゆる国債、埋蔵金は財務省の職員はどんどん使ってしまったて、なくしてしまえ、簡単に言いますと。あるから使われるんだというようなコメントを出している役人もいるように報道されている部分もございます。ということは、埋蔵金はもう使い切ると、そうすると国債の発行しかないということになります。

そうすると、先ほど申し上げたとおり、それは当然お返ししなければならないお金です。国の収入の4割近くの歳入を占めて、返すお金も約5割、歳入に返すお金もお借りするお金もその程度でございます。そうすると、もう地方公共団体の財政の健全化に関する法律つくっておきながら、国が一番悪い財政状況でございます。それがいつまで持つかということについて、今回、財政出動の記事も出ておりましたが、それをやった際に、国債を発行して、それを地方に折半だとか何とかって、交付税特別会計とかそういうことで今回臨時財政対策債もふえているわけでございますけれども、その折半も先送りしてはいますが、先送りしてもいずれは返さなければなりません。国と地方と折半をして、その法律が成立すれば、当然、お返しすることになりますから、国税五税が潤沢に景気が回復して入ったとしてもお返しするということが、交付税の原資が当然減ります。そうすると、2006年の小泉内閣当時の構造改革を踏襲するということであれば、また、同じような交付税の減額が平成12年以来到来してくるのではないかと、このように財政担当としてはかなり危惧を持ってございます。

そういう意味からして、今、とにかく景気回復を優先してというふうに言っておりますけれども、その財源が全部国は借金だというふうに考えたときには、やはり地方もお貸しするから、一般財源を確保して、臨時財政対策債を貸して一般財源を確保するから、

景気対策をしてくれということはいいんですが、国と同じように市町村も返さなければならぬ、交付税で裏打ちはするけれども、お返ししなければならない。国税五税によっては、調整率がかかって、実際に10億円来るところを7億円しか来ないとか、そういう状況が来るということで、その辺はかなり危惧をしております。

そういう意味からして、気の抜けないこの数年間、前期3年と言っておりますけれども、この数年間はかなり気の抜けない財政運営をしっかりと考えていかなければならない年になるというふうに心構えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 第3条の地方債について、ほかございませんか。
いいですか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） じゃ、次1ページの第4条一時借入金について、ございませんか。
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 異議ありですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 討論ありますか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 討論がありますので、これより討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。

10番。

- 谷口委員 私は、議案第2号平成21年度厚岸町一般会計予算について、反対の討論を行うものであります。

本予算につきましては、国の財政計画のもと地方交付税は、生活防衛のため1兆円の増額と合わせて16兆円余りとなりましたが、いわゆるこれは骨太2006により抑制路線を踏まえたものであります。そういう中で、私は、今回の予算におきましても3%の削減路線は変わっていないわけで、町職員の給与削減など人件費の抑制や基金の取り崩し等により、歳入を確保したものであります。

新年度の予算におきましては、大変厳しい中でも特老短期入所施設の増床、妊婦健診を14回にするなど評価できるものもありますが、介護保険等の改正等もありまして、依然として弱い立場に、そのしわ寄せが強くあらわれているものであります。私は、その対策をきちんと行うことが、どうしても必要になってきておりますし、道路特定財源の一般財源化がされましたけれども、これらについてもきちんとしたものを打ち出していかなければならないと考えております。

その上、私は、新年度予算の中で、特に株式会社厚岸味覚ターミナル・コンキリエの委託費の増額については、補正予算の審査、新年度予算の審議を通じてもこの会社についての今後の経営改善の見直し、見通しが依然として不明瞭であります。町民に十分説明できる内容とはなっておりませんし、私としては、経営改善計画を示されるまで、当委託費については凍結すべきと考えておりましたが、それを受け入れるような状況にはないようであります。

よって、評価できるものもありますが、これらを考えますと、私といたしましては本予算に反対をせざるを得ないものであります。

以上、私の反対討論といたします。

- 委員長（音喜多委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番。

- 室崎委員 議案第2号平成21年度厚岸町一般会計予算について、私は、賛成の立場から意見を述べるものであります。

本年度は、厚岸町発展のために重要な施策の実行と新たな施策の立案に向け、着実なまちづくりの対応が求められる、極めて大切な年度であると認識しております。特に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、全面的に施行されることとなります。総合的な財政健全化を強力に推進していく財政基盤を確実に築き上げる年度であると、そのように思われます。

また、厚岸町においては、安全と安心を確保した食糧生産、これが非常に大事であります。また、自然環境の保全、それから災害に対する安全・安心のまちづくり、地域の雇用と人材の確保、次の世代を担う子育て環境の充実というふうに、課題は山積みであります。

今回の予算では、こうした問題に対し各種産業振興面につき配慮されるとともに、子

育て環境の充実や高齢化対策、防災対策、環境対策、農業の活性化、子供の教育環境の整備、それと安全対策、地域の振興対策などにつき予算全体を見れば、必要な事業費・事業量の確保をこの厳しい財政状況の中で最大限努力してつくり上げているものと、そのように認識しております。

また、歳入面から見ますと、行政改革による経費の削減、これは当然、財政を生み出すものでありますが、それがどんどん進んでいる。それから、地方交付税の動向に配慮しつつ、いろいろと町債の抑制や有意な資金の調達に留意していること。また、一貫して町債残高の減額方針を堅持していること。また、中期的・長期的に見ますと、財政運営の健全化に配慮をしていること。そのようなことについては、私は、評価いたします。

町債については、約5億円の増加を見ているものの、各基金について取り崩しに匹敵する積み戻し留保財源を見込むということがなされておりますし、また、国の経済政策に関する各種施策を十分活用した財政基盤の強化にも努力しているということが見られます。これらについては、今後、その推移を見守り、これを支持していくべきものと考えております。

ただ、ただいまの反対者の討論にもありましたように、株式会社味覚ターミナル委託料につきまして、冬期支援を含め、今までよりも事実上の補助金1,000万円を増額し、2,472万円にすると、この点については論議が集中いたしました。町理事者におかれては、指定管理者である味覚ターミナル安定経営保持と、通年営業の確保のためにどうしても必要なんだと、そのような説明がありました。しかし、一般町民に対する説明として、それで十分に納得してもらえるものかどうか、あるいは株式会社味覚ターミナルという会社の経営の抜本的な改革が必要だということは、前から議会でも常々言われておりますが、その具体的開示がいまだになされていないというような点におきまして、論議が集中したわけでありまして、その説明責任が十分に果たされているかどうかについては、各位におかれまして、それぞれのお考えがあるかと存じます。

ただ、その議論の中で町長は、抜本的改革に強い意欲を見せていらっしゃいました。また、町民に対する説明責任を重くとらえていること、それから議会に対する提案方法、あるいは事前説明・情報開示を含めて、そういう提案方法についても十分に配慮すること等を言明なされました。私は、そのような町長の対応に期待いたしまして、いわば総合的、大局的に判断をしようと思ったわけでございます。

ただ、あえて是は是、非は非として申し上げますが、これは今回の案件76億6,000万円の総額の中では、事実上1,000万円の問題であります。額で言うと、あるいはパーセンテージで言うと、そんな大きなものではないかもしれませんが、しかし、この対応をきちんとしていかなければ、町民の中に薄墨のように行政そのものに対する不信感が広がってしまっては元も子もないと、そのように考えますので、この1年間の町の対応は非常に大事であると、そのように申し添えさせていただきます。

その上で、本件につきましては、この1件だけではありません。今までの述べてまいりましたように、この1年間の厚岸町の町政全体にかかわる新年度予算であります。私は、その意味で、総合的に判断いたしまして、本予算について賛成であり、その確実な執行によって自立したまちづくりの展望が開けることに、大いなる期待を寄せるものであります。どうか議員各位におかれましても大局的・総合的判断にお立ちの上、本予

算に私と同様、賛意を表してくださいますことを切にお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

- 委員長（音喜多委員） 次に、原案に反対者の発言を許します。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 次に、原案に賛成の発言を許します。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で、討論を終わります。
これより、起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に、賛成の委員の起立を求めます。

（起立者多数）

- 委員長（音喜多委員） 起立多数であります。
よって、本案は、可決いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 5 時06分休憩

午後 5 時07分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。
本日の会議はこの程度にとどめ、あす審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 5 時07分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年3月17日

平成21年度各会計予算審査特別委員会

委員長